

# 第3次荒尾市障がい者計画

2018（平成30）年度～2023（平成35）年度

<素案>

平成30年2月

荒尾市

は じ め に

市長あいさつ

作成中

# — 目 次 —

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の基本理念	5
5	計画の基本的な視点	6
6	計画策定の体制及び経緯	7
7	計画の推進体制	9
8	計画の体系	10

## 第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

1	データでみる障がい者の状況	12
2	アンケート調査からみる障がい者の状況	25

## 第3章 2023年度までの成果目標

1	2023年度までの成果目標	41
---	---------------	----

## 第4章 施策の具体的内容

第1節	障がいを理由とする差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
1	障がいを理由とする差別の解消の推進	46
2	権利擁護の推進及び虐待の防止	48
第2節	広報啓発の推進	
1	広報啓発活動の推進	50
2	ボランティア活動の推進	52
3	コミュニケーション支援の充実	54
第3節	福祉サービスの充実	
1	相談支援体制の充実	56
2	在宅生活における福祉サービスの充実	58
3	地域生活への移行の支援	60
4	障がいのある子どもに対する支援	62
第4節	保育・教育の充実	
1	保育・療育体制の整備	64
2	学校教育の充実	66
3	生涯学習及び文化・スポーツ活動の振興	68
第5節	保健・医療の充実	
1	予防及び早期発見の促進	70
2	医療サービスの充実	72
3	精神保健福祉・医療対策の推進	74

第6節	雇用・就業、経済的自立の支援	
1	雇用・就業の促進	76
2	福祉的就労の場の確保及び生活安定のための支援	78
第7節	生活環境の整備	
1	建築物の整備の充実	80
2	道路の保全及び交通安全、移動対策の推進	82
第8節	防災・防犯対策の推進	
1	防災・防犯対策の推進	84

## 資料編

1	荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例	88
2	荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会名簿	90
3	用語解説	91

### ■「障がい者」の表記について■

「障害」及び「障害者」の表記については、熊本県の取扱いにならい、「障がい」及び「障がい者」と、ひらがな表記を採用しています。

◇「障害」という言葉が、「ひと」を直接的に形容する場合等は「障がい者」とします。

◇国の法令や制度、施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞は、そのまま“害”の字を使用します。 例) 法令・制度＝障害者総合支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当など

なお、「障がい福祉計画」の名称について、第1期計画（平成18～20年度）までは漢字を使用していましたが、第2期計画（平成21～23年度）より「荒尾市障がい福祉計画」として改め、ひらがな表記を採用しています。

これにより、本文中、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」や第1期の障害福祉計画を指す場合は漢字を使用し、第2期計画以降を指す場合はひらがな表記としています。

また、本計画の策定組織である「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」については、固有名詞として漢字表記としています。

### <本計画における表記について>

計画書内の下記の表記については、文脈や字数の関係上、右側の表記を基本としています。

- ・障がいのある人 → 障がい者
- ・障がいのある子ども → 障がい児
- ・障がい福祉サービス → 福祉サービス
- ・障がい福祉事業所 → 福祉事業所

※ 障がいのある人は18歳以上、障がいのある子どもは18歳未満の年齢が対象となります。

※ 障がい者は、障がい児・者の場合も含みます。

# 第1章 計画の概要

# 1 計画策定の趣旨

本市では、平成 11 年 3 月に、障害者基本法に基づく「荒尾市やさしいまちづくり計画（平成 11～20 年度）」を策定し、障がい者への施策を総合的・計画的に推進してきました。これに次いで平成 21 年 3 月には、平成 21 年度から平成 30 年度を計画期間とする「荒尾市障がい者計画」を策定し、障がいのあるなしに関わらず、地域で暮らす人々が共に助け合いながら生活を送ることができるような生活環境の整備に努めてきたところです。

近年、障がい者を取り巻く状況は、社会経済情勢の変化を背景に大きな変化をみせています。

平成 18 年の「障害者自立支援法」の施行により、利用者本位のサービス体系へと大きく変わり、さらに、平成 25 年の「障害者総合支援法」の施行により、障がい者の定義への難病等の追加や重度訪問介護の対象者の拡大など、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことができるよう、現状に即したサービス体系の構築や法律の整備が行われています。

平成 23 年の「障害者基本法」の改正では、平成 19 年に我が国が署名した「障害者権利条約」の批准に向けて、「障害者権利条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

本計画の策定に関する近年の重要な動きとしては、平成 26 年に「障害者権利条約」が批准され、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されています。

これらの条約や法律により、障がい者の自立及び社会参加の支援だけでなく、障がい者自身の権利、尊厳の保障義務や、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等が求められています。

よって、本計画は、これらの理念に準拠するとともに、本市における障がい者を取り巻く現状を踏まえて、近年の障がい者のニーズの多様化に伴う新たな課題に対応したものとします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であり、本市における障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画です。

また、本市の障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画と「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定する計画であり、障がい福祉サービスの見込量等を定めるものです。

両計画は、上位計画である本市の総合計画や地域福祉計画、その他関連する計画との整合性を図ったうえで策定しました。

本計画と本市の障がい福祉計画との関係は下図のとおりです。両計画は、各分野において密接な関係をもつため、整合性や連携のとれた計画にする必要があります。

### 障がい者計画

○法令上の根拠：障害者基本法（第11条第3項）に基づく計画

○性格：障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画

○内容 << 第3次荒尾市障がい者計画 >>

虐待の防止	障がいを理由とする差別の解消、権利擁護の推進及び	広報啓発の推進	福祉サービスの充実	保育・教育の充実	保健・医療の充実	支援	雇用・就業、経済的自立の	生活環境の整備	防災・防犯対策の推進
-------	--------------------------	---------	-----------	----------	----------	----	--------------	---------	------------

### 障がい福祉計画

○法令上の根拠：障害者総合支援法（第88条第1項）及び児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく計画

○内容：各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要量見込み及び確保の方策、並びに地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

### 3 計画の期間

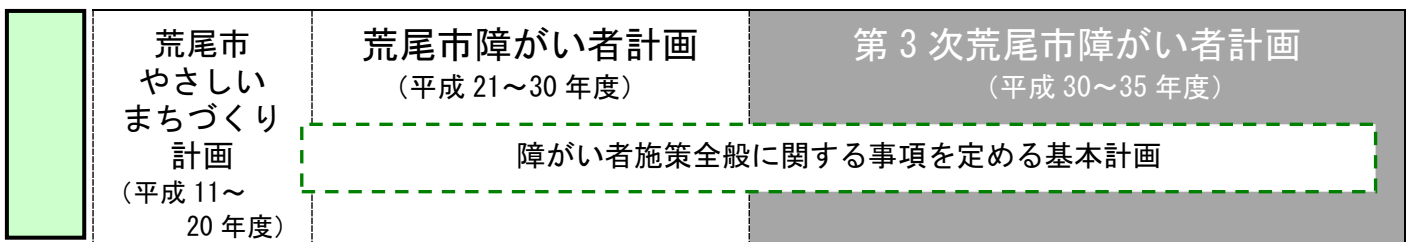
本市ではこれまで、「荒尾市やさしいまちづくり計画（平成 11～20 年度）」、「荒尾市障がい者計画（平成 21～30 年度）」の 2 つの障がい者計画を策定しています。

本計画は、前回の「荒尾市障がい者計画」の終了年度を 1 年早めに終了させ、2018（平成 30）年度を初年度とした 2023 年度までの 6 か年計画とするものです。

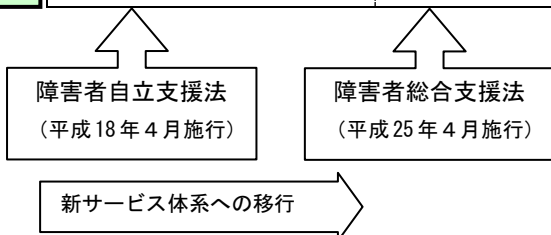
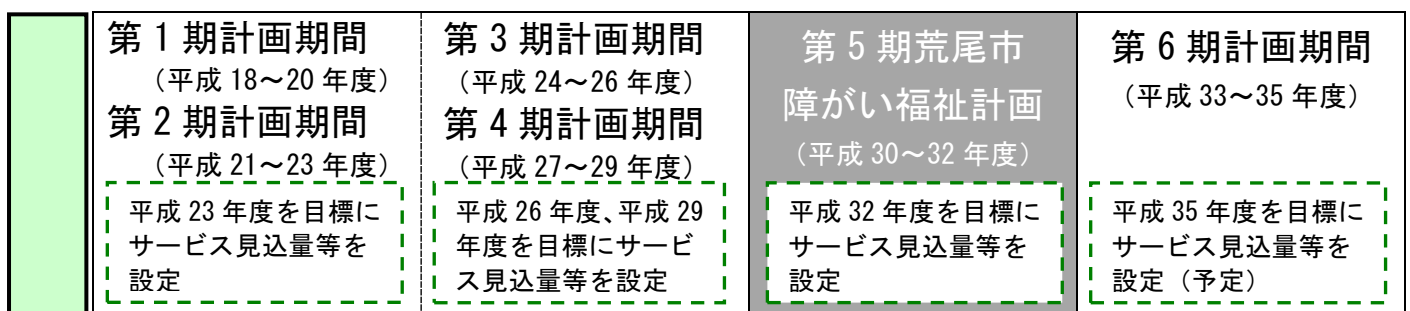
これは、平成 30 年度から始まる「第 5 期荒尾市障がい福祉計画」と開始時期を合わせるもので、これにより、3 か年を 1 期とする「障がい福祉計画」の 2 期（6 年）に 1 回、両計画を同時に改定し、これまで以上に両計画の整合性及び連携を図っていきます。

なお、本計画は、これまで本市で策定した「障がい者計画」の 3 番目の計画として、「第 3 次荒尾市障がい者計画」とします。

...	H20	...	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



H18	...	H23	...	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



※   部分を平成 29 年度中に策定



## 4 計画の基本理念

本計画では、市民一人ひとりが障がいのあるなしに関わらず等しく基本的人権を有する個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

そのため、障がいのある人が、地域で自立した生活を送るために必要な支援を受けながら、障がいのない人たちと共に、あらゆる活動に主体的に参加し、自らの能力を活かすことのできる環境整備に努めます。

加えて、障がい者が社会生活を営むうえで妨げとなる社会的な障壁を除去するため、市民及び地域、団体、事業者、行政等が共に取り組む障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

この考え方に基づき、本計画の基本理念を

障がいのある人もない人も、

地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくり

とします。

## 5 計画の基本的な視点

### (1) 安心して暮らすための体制づくり

障がい者が地域で安心して暮らすことができるためには、障がい者が必要な時に必要な場所で支援を受けることができる体制づくりが必要です。

そのためには、障がい者の生活や働くためのサービス提供基盤を整備するとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを構築するために、身近な地域におけるサービスの拠点づくりや、障がい特性に応じたインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した安心・安全を目的とする基盤整備を進める必要があります。

また、サービス等の基盤整備と並んで重要なものは、相談支援体制の確立です。障がい者やその家族にとって、乳幼児期から高齢期に至るまで、様々な困りごとや不安があります。そのため、相談窓口の幅広い周知や相談しやすい窓口づくりとあわせて、関係機関が連携して対応できる相談支援体制の確立に努めます。

### (2) いきいきと暮らすための環境づくり

障がい者がいきいきと暮らすことができるためには、社会や地域に一步踏み出したいという環境づくりや、社会全体が障がい者と共に生きる環境づくりが必要です。

そのためには、障がい者自身を含めた地域社会の全ての人々が、障がいに関する理解を深めることが重要で、これにより、障がいのある人とない人が共に支え合い、一人ひとりが豊かで生きがいを持つことができる共生社会の実現が可能となります。

さらに、学校や職場等の普段の生活の場や、地域活動、文化・スポーツ活動等の多くの人と交流する場における社会参加を進めるために、障がい者に対する差別の解消を推進し、障がい者にとっていきいきと暮らすことができる環境づくりに努めます。

本市では、(1) 安心して暮らすための体制づくりと (2) いきいきと暮らすための環境づくりの2つの基本的な視点をもとに、「障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくり」を推進します。

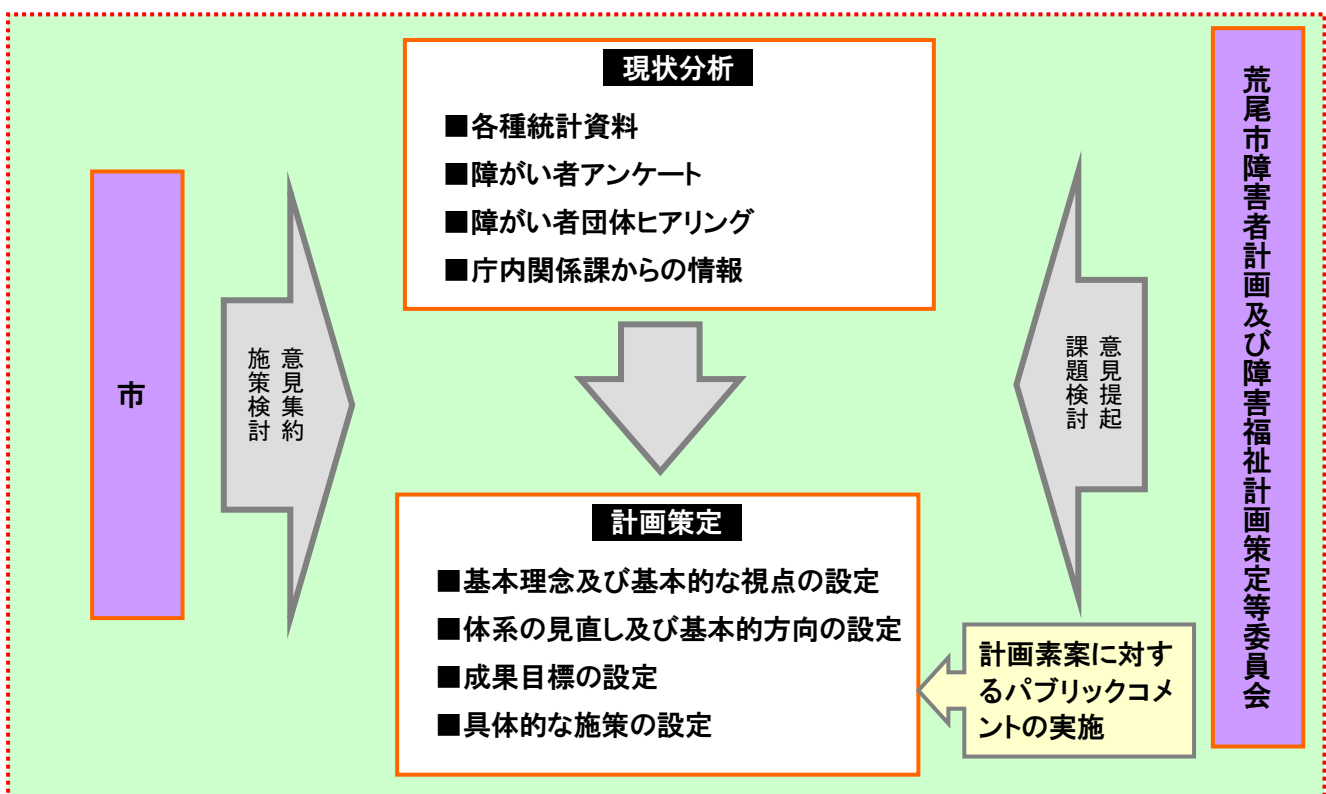
## 6 計画策定の体制及び経緯

### (1) 計画策定の体制

本計画は、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健・医療関係者等で構成する「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を経て策定しました。

また、障がい者施策に関わる現状やニーズ等については、障がい者に対するアンケートや障がい者団体へのヒアリングを実施し、計画策定の基礎資料として活用しています。

さらに、計画内容に市民の意見を反映するため、計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。



## (2) 計画策定の経緯

計画策定の経緯は、下記のとおりです。

年月	内容
平成 29 年 6 月	・「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例」を制定 (7 月施行)
平成 29 年 7 月	・障がい福祉アンケート (標本 1,700 件、有効回答率 45.5%)、障がい者団体ヒアリング (4 団体) の実施
平成 29 年 8 月	・第 1 回委員会 (計画策定の概要、障がい福祉アンケートの報告 等)
平成 29 年 10 月	・市内事業所に対する障がい福祉サービス整備計画調査の実施
平成 29 年 11 月	・第 2 回委員会 (障がい者計画の骨子 (趣旨、基本理念、体系)、障がい福祉計画の成果目標 等)
平成 30 年 1 月	・第 3 回委員会 (素案の審議)
平成 30 年 2 月	・パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月 (予定)	・第 4 回委員会 (パブリックコメント結果の報告、最終計画案の確認)

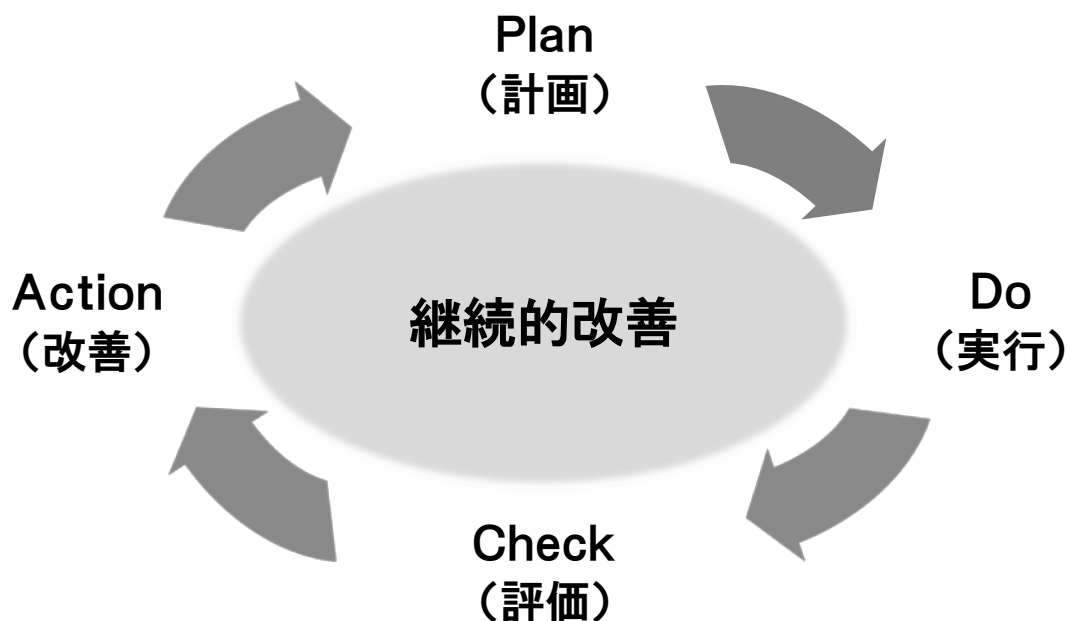
※ 経緯については、平成 30 年 3 月に策定する「第 5 期荒尾市障がい福祉計画」の経緯を含めたものです。

## 7 計画の推進体制

本計画は本市の障がい福祉計画と各分野において密接な関係をもち、両計画の整合性と連携を図る必要があるため、本計画に掲げた事業の実施に当たっては、障がい福祉事業所はもとより、障がい者団体等の関係機関との連携が不可欠となります。

そこで、あらゆる機会を通じて障がい者施策に関わる現状やニーズ等を把握し、施策に反映させていくように努めるとともに、障がい福祉事業所や障がい者団体等の関係機関と連携し、障がい者施策を推進します。

計画に定めた事項については、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。本市では毎年度、成果目標や事業の実施状況を把握し、「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を受けて、進捗管理を行い、必要と認めるときは計画の見直し等の措置を講じるなど、P D C Aサイクルの考えをもとに取り組みます。



1. **Plan (計画)** : 成果目標を設定し、具体的な施策を定める。
2. **Do (実行)** : 計画の内容を実行する。
3. **Check (評価)** : 成果目標等について、進捗状況を把握し、分析・評価を行う。
4. **Action (改善)** : 評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施する。

## 8 計画の体系

基本理念に基づき、以下の8つの事項を計画の基本的方向と位置づけ、各種施策を推進します。



## 第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

# 1 データでみる障がい者の状況

## (1) 人口の状況

本市の総人口は、平成23年度の56,044人から平成28年度には53,999人となっており、減少傾向にあります。

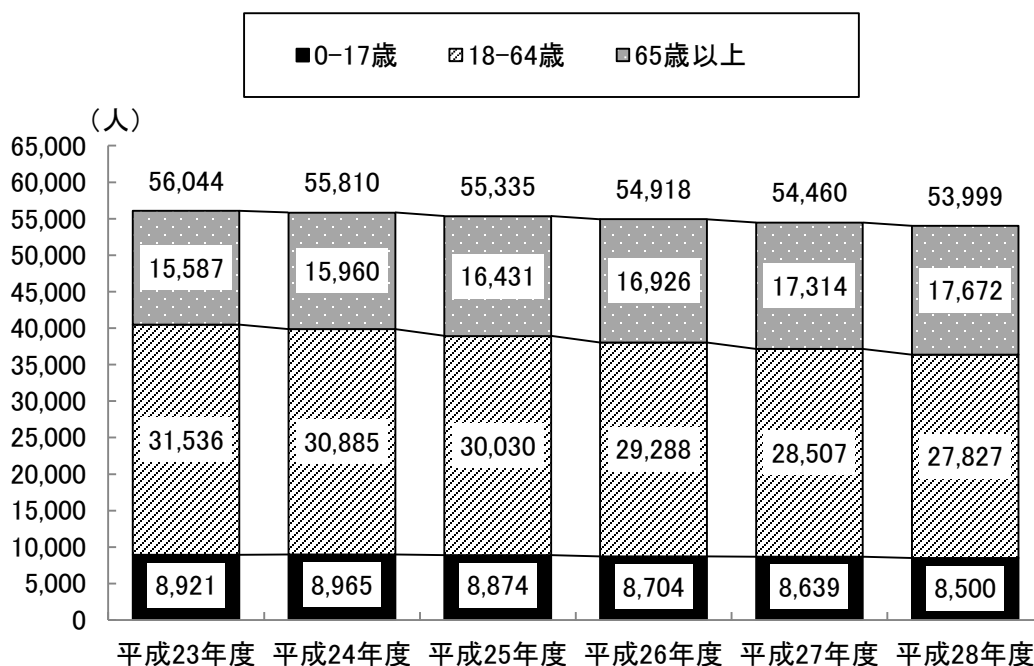
年齢区分別の人口構造をみると、0～17歳の人口は同程度で推移し、18～64歳の人口は減少を続けています。反対に、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も、平成23年度の27.8%から平成28年度の32.7%と上昇を続け、高齢化の進行が顕著となっています。

【人口構造の推移】

[単位：人]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口	56,044 (100.0%)	55,810 (100.0%)	55,335 (100.0%)	54,918 (100.0%)	54,460 (100.0%)	53,999 (100.0%)
0～17歳	8,921 (15.9%)	8,965 (16.1%)	8,874 (16.0%)	8,704 (15.9%)	8,639 (15.9%)	8,500 (15.8%)
18～64歳	31,536 (56.3%)	30,885 (55.3%)	30,030 (54.3%)	29,288 (53.3%)	28,507 (52.3%)	27,827 (51.5%)
65歳以上	15,587 (27.8%)	15,960 (28.6%)	16,431 (29.7%)	16,926 (30.8%)	17,314 (31.8%)	17,672 (32.7%)

[資料] 荒尾市住民基本台帳 各年度9月末日現在





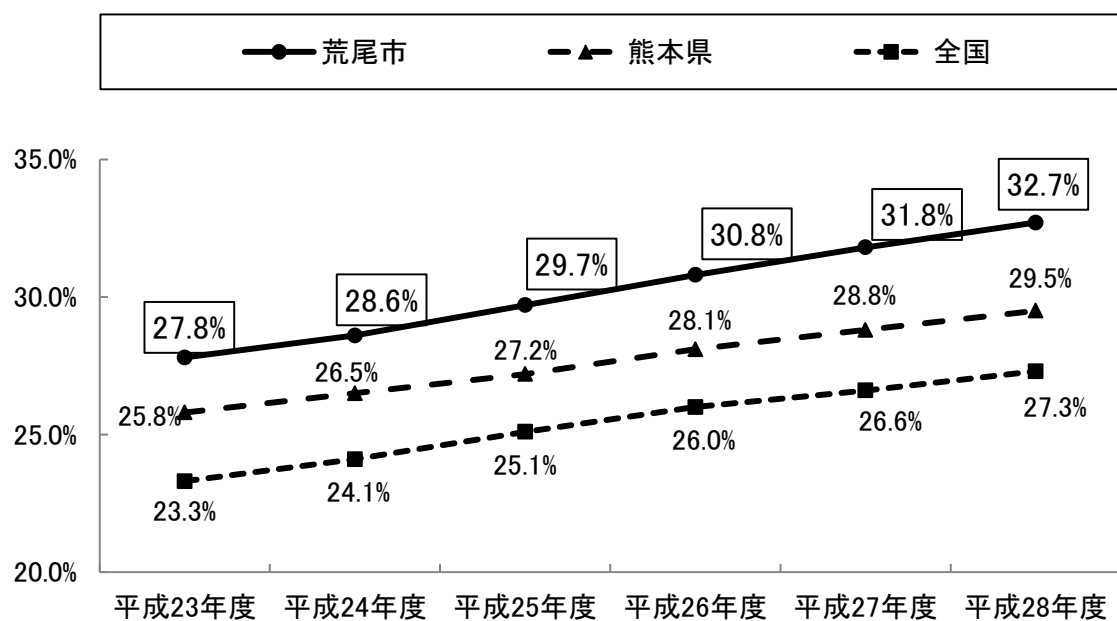
## (2) 高齢化の状況

本市の高齢化率は平成23年度の27.8%から平成28年度には32.7%と推移しており、高齢化が進行している状況です。本市の高齢化率を国や熊本県と比較すると、平成28年度において、国の27.3%や熊本県の29.5%と比べて高い水準となっています。

【荒尾市・熊本県・全国の高齢化率の推移】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
荒尾市	27.8%	28.6%	29.7%	30.8%	31.8%	32.7%
熊本県	25.8%	26.5%	27.2%	28.1%	28.8%	29.5%
全国	23.3%	24.1%	25.1%	26.0%	26.6%	27.3%

[資料] 荒尾市：住民基本台帳（各年度9月末日現在）  
 熊本県：総務省統計局推計人口（各年度10月1日現在）  
 全国：総務省統計局推計人口（各年度10月1日現在）



### (3) 障がい者の状況

#### 1) 障がい者・難病等患者数

本市の障がい者及び難病等患者数の状況は、平成 28 年度末現在、身体障がい者（身体障害者手帳交付者）が 2,832 人、知的障がい者（療育手帳交付者）が 557 人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者）が 447 人、精神障がい者（自立支援医療[精神通院医療]利用者）が 921 人、難病等患者が 561 人となっています。

（※障がい福祉サービスの対象となる難病等の対象疾患は、平成 26 年 12 月の 130 疾患にはじまり、平成 29 年 4 月では 358 疾患となっています。また、難病医療費助成の対象となる難病等の対象疾患は、平成 29 年 4 月時点で 330 疾患です。）

【障がい者・難病等患者数】

[単位：人]

区分	総数	18 歳未満	18 歳以上	総人口比
身体障がい者 （身体障害者手帳交付者）	2,832	28	2,804	5.2%
知的障がい者 （療育手帳交付者）	557	167	390	1.0%
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳交付者）	447	6	441	0.8%
精神障がい者 （自立支援医療[精神通院医療]利用者）	921	78	843	1.7%
難病等患者 （難病医療費助成利用者）	561	3	558	1.0%

※総人口比は、総人口に占める各障がい者・難病等患者総数の割合です。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、（精神障害者保健福祉手帳交付者）と（自立支援医療[精神通院医療]利用者）の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

[資料] 障がい者数 : 荒尾市資料 平成 28 年度末現在  
 難病等患者数 : 有明保健所資料 平成 28 年度末現在

## 2) 65 歳以上の障がい者・難病等患者数

障がい者及び難病等患者の総数に占める 65 歳以上の割合は、身体障がい者が特に高く 76.8%を占めています。反対に、知的障がい者では 10.1%と低くなっています。

【65 歳以上の障がい者・難病等患者数】

[単位：人]

区分	総数	65 歳未満	65 歳以上	65 歳以上の占める割合
身体障がい者 (身体障害者手帳交付者)	2,832	658	2174	76.8%
知的障がい者 (療育手帳交付者)	557	501	56	10.1%
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳交付者)	447	323	124	27.7%
精神障がい者 (自立支援医療[精神通院医療]利用者)	921	753	168	18.2%
難病等患者 (難病医療費助成利用者)	561	264	297	52.9%

※65 歳以上の占める割合は、各障がい者及び難病等患者の総数に占める 65 歳以上の割合です。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、(精神障害者保健福祉手帳交付者)と(自立支援医療[精神通院医療]利用者)の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

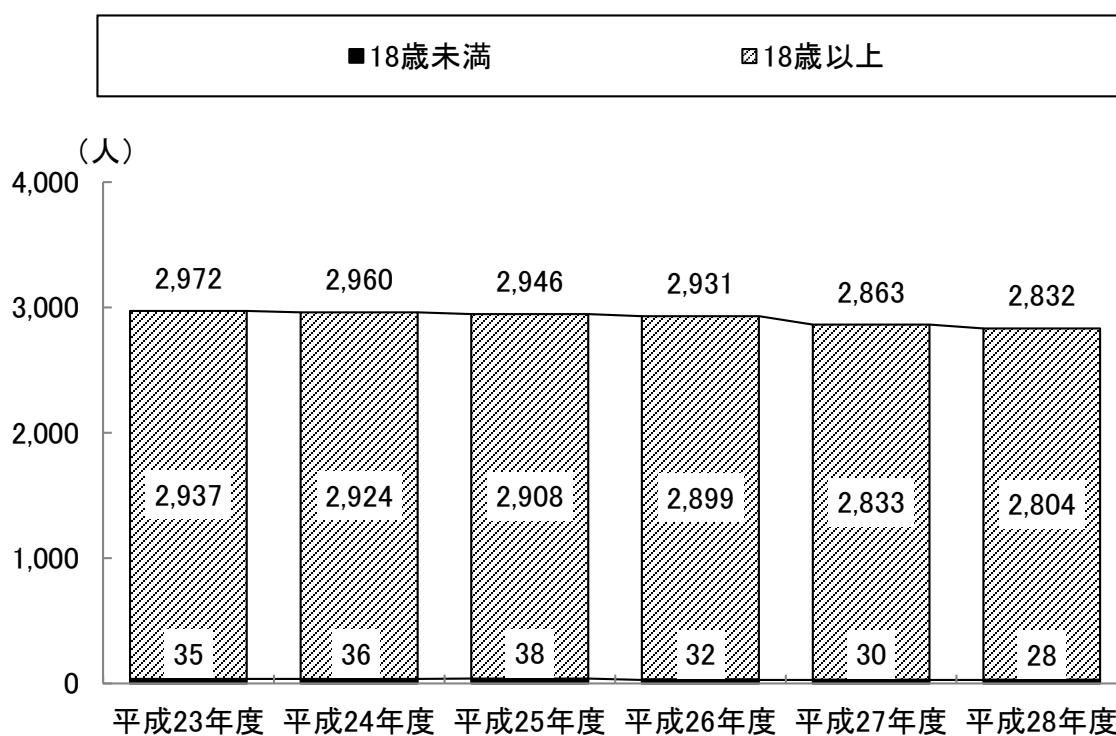
[資料] 障がい者数 : 荒尾市資料 平成 28 年度末現在  
 難病等患者数 : 有明保健所資料 平成 28 年度末現在

## (4) 身体障がい者の状況

### 1) 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者数は、平成23年度の2,972人から平成28年度の2,832人と減少傾向にあります。平成28年度末現在では、18歳未満が28人、18歳以上が2,804人となっており、18歳以上が大多数を占めています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）】



[資料] 荒尾市 各年度末現在

## 2) 身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）

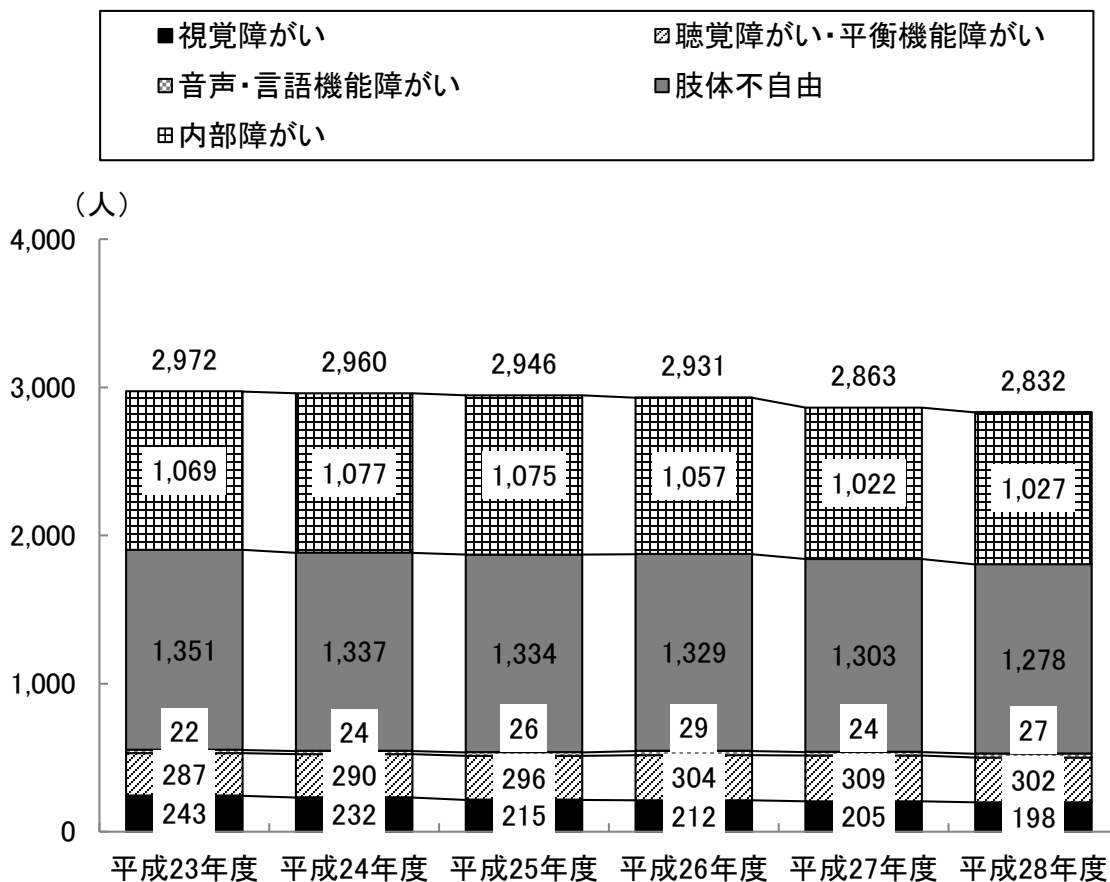
身体障害者手帳交付者数を障がいの種類別にみると、いずれの年度も肢体不自由が全体の半数弱を占めて最も多く、これに内部障がいが4割弱で続いています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）】

[単位:人]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	2,972 (100.0%)	2,960 (100.0%)	2,946 (100.0%)	2,931 (100.0%)	2,863 (100.0%)	2,832 (100.0%)
視覚障がい	243 (8.2%)	232 (7.8%)	215 (7.3%)	212 (7.2%)	205 (7.2%)	198 (7.0%)
聴覚障がい・平衡機能障がい	287 (9.6%)	290 (9.8%)	296 (10.0%)	304 (10.4%)	309 (10.8%)	302 (10.7%)
音声・言語機能障がい	22 (0.7%)	24 (0.8%)	26 (0.9%)	29 (1.0%)	24 (0.8%)	27 (0.9%)
肢体不自由	1,351 (45.5%)	1,337 (45.2%)	1,334 (45.3%)	1,329 (45.3%)	1,303 (45.5%)	1,278 (45.1%)
内部障がい	1,069 (36.0%)	1,077 (36.4%)	1,075 (36.5%)	1,057 (36.1%)	1,022 (35.7%)	1,027 (36.3%)

[資料] 荒尾市 各年度末現在



### 3) 身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの等級別）

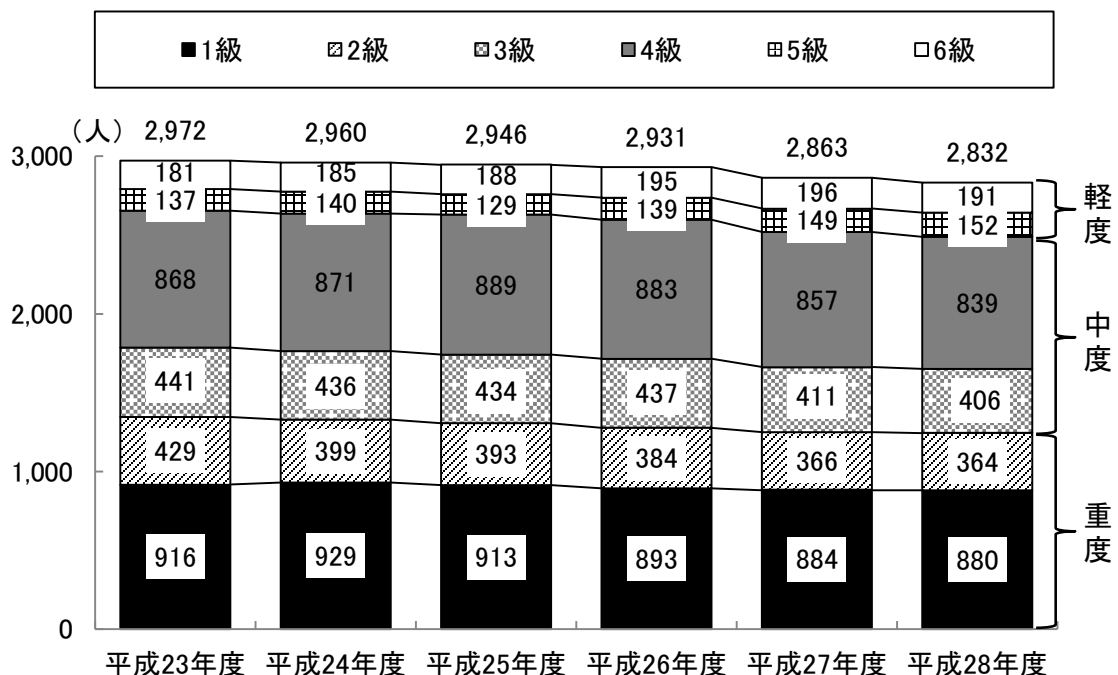
身体障害者手帳交付者数を障がいの等級別にみると、いずれの年度も1級が全体の3割を占めて最も多く、これに4級が3割程度で続いています。また、障がいの程度別にみると、重度者（1～2級）と中度者（3～4級）が4～5割を占めて多く、軽度者（5～6級）は1割程度となっています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの等級別）】

[単位:人]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	2,972 (100.0%)	2,960 (100.0%)	2,946 (100.0%)	2,931 (100.0%)	2,863 (100.0%)	2,832 (100.0%)
1級	916 (30.9%)	929 (31.4%)	913 (31.0%)	893 (30.5%)	884 (30.9%)	880 (31.1%)
2級	429 (14.4%)	399 (13.5%)	393 (13.3%)	384 (13.1%)	366 (12.8%)	364 (12.9%)
3級	441 (14.8%)	436 (14.7%)	434 (14.7%)	437 (14.9%)	411 (14.4%)	406 (14.3%)
4級	868 (29.2%)	871 (29.4%)	889 (30.2%)	883 (30.1%)	857 (29.9%)	839 (29.6%)
5級	137 (4.6%)	140 (4.7%)	129 (4.4%)	139 (4.7%)	149 (5.2%)	152 (5.4%)
6級	181 (6.1%)	185 (6.3%)	188 (6.4%)	195 (6.7%)	196 (6.8%)	191 (6.7%)
(再掲)						
重度 (1～2級)	1,345 (45.3%)	1,328 (44.9%)	1,306 (44.3%)	1,277 (43.6%)	1,250 (43.7%)	1,244 (43.9%)
中度 (3～4級)	1,309 (44.0%)	1,307 (44.1%)	1,323 (44.9%)	1,320 (45.0%)	1,268 (44.3%)	1,245 (44.0%)
軽度 (5～6級)	318 (10.7%)	325 (11.0%)	317 (10.8%)	334 (11.4%)	345 (12.0%)	343 (12.1%)

[資料] 荒尾市 各年度末現在



#### 4) 身体障害者手帳交付者数（障がいの種類・等級別）

身体障害者手帳交付者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、障がいの等級別にみると、1級が最も多くなっています。

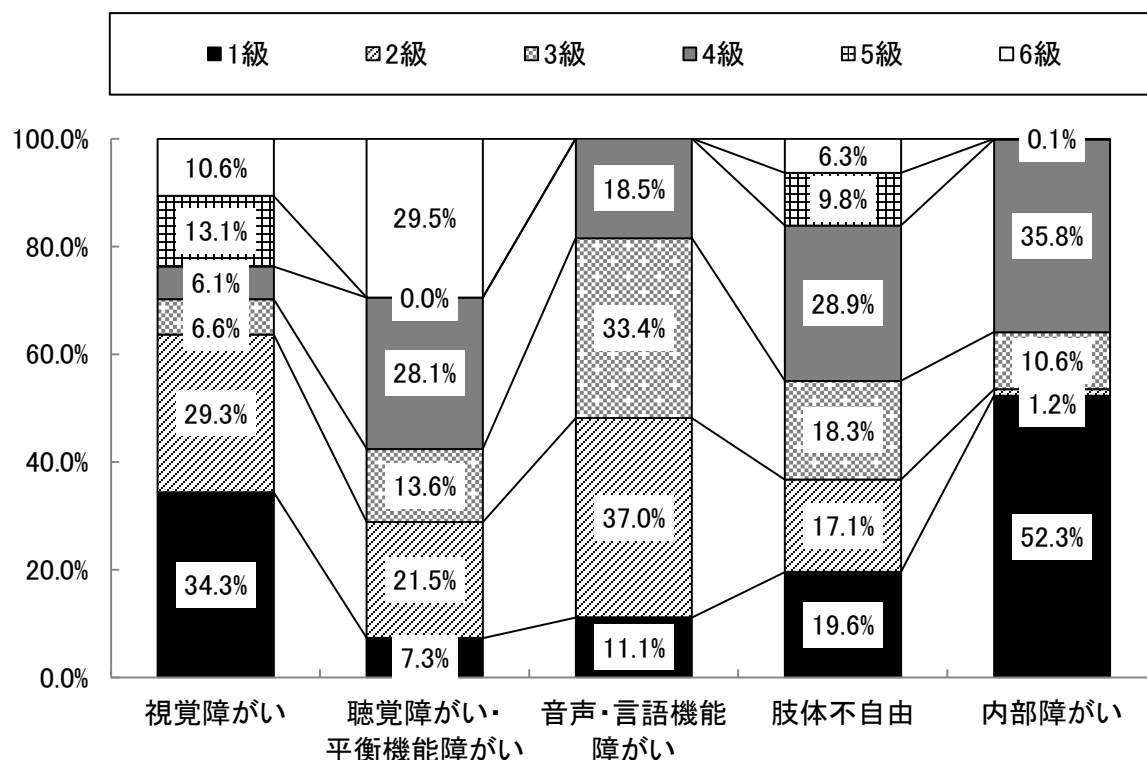
障がいの種類を等級別にみると、視覚障がい、内部障がいは1級が多く、聴覚障がい・平衡機能障がいは6級、音声・言語障がいは2級、肢体不自由は4級が最も多くなっているなど、障がいの種類によって等級の分布に違いがみられます。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類・等級別）】

[単位:人]

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	68 (34.3%)	58 (29.3%)	13 (6.6%)	12 (6.1%)	26 (13.1%)	21 (10.6%)	198 (100.0%)
聴覚障がい・平衡機能障がい	22 (7.3%)	65 (21.5%)	41 (13.6%)	85 (28.1%)	0 (0.0%)	89 (29.5%)	302 (100.0%)
音声・言語機能障がい	3 (11.1%)	10 (37.0%)	9 (33.4%)	5 (18.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	27 (100.0%)
肢体不自由	250 (19.6%)	219 (17.1%)	234 (18.3%)	369 (28.9%)	125 (9.8%)	81 (6.3%)	1,278 (100.0%)
内部障がい	537 (52.3%)	12 (1.2%)	109 (10.6%)	368 (35.8%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1,027 (100.0%)
総数	880 (31.1%)	364 (12.9%)	406 (14.3%)	839 (29.6%)	152 (5.4%)	191 (6.7%)	2,832 (100.0%)

[資料] 荒尾市 平成 28 年度末現在

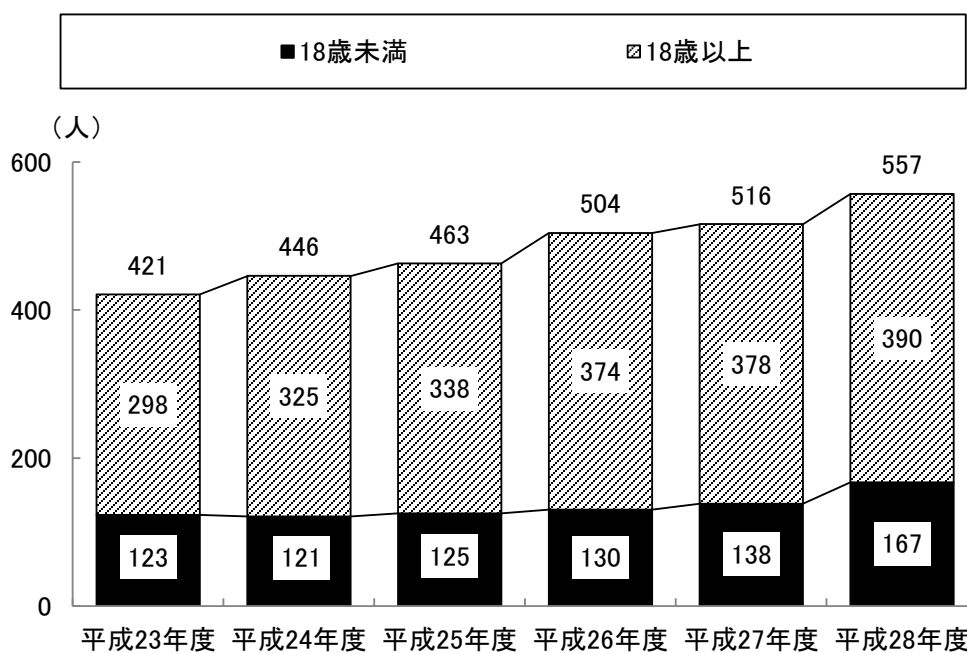


## (5) 知的障がい者の状況

### 1) 療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数（知的障がい者数）は、平成23年度の421人から平成28年度の557人と増加傾向となっています。平成28年度末現在では、18歳以上が390人と全体の7割を占めています。

【療育手帳交付者数の推移（年齢別）】



[資料] 荒尾市 平成28年度末現在



## 2) 療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）

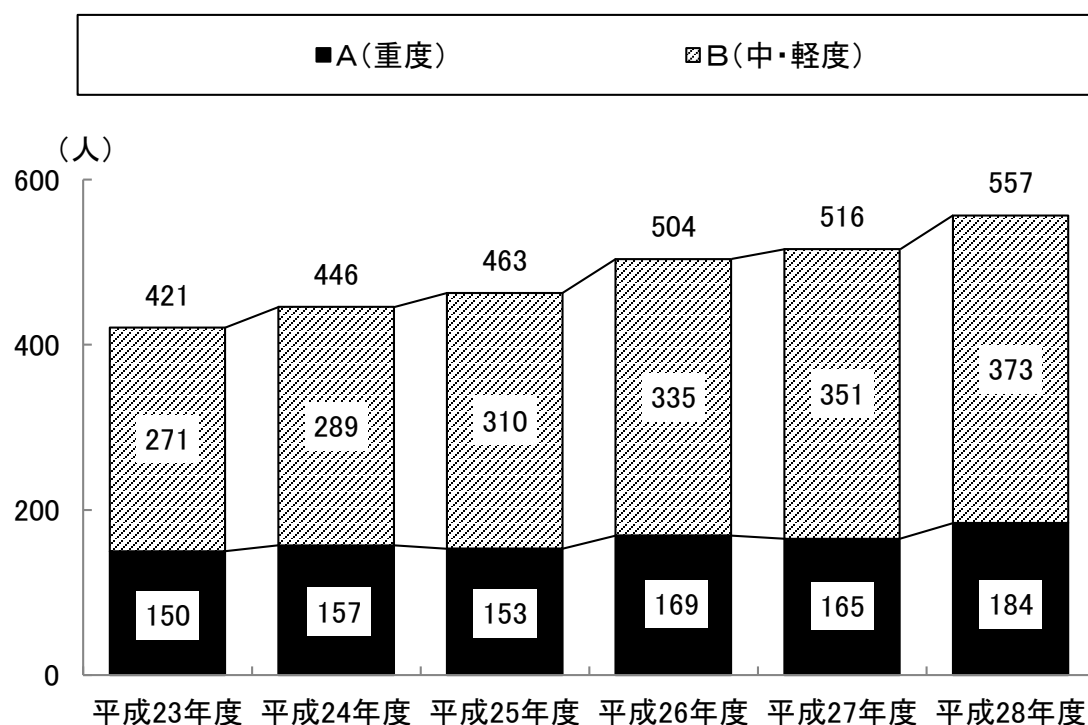
療育手帳交付者数（知的障がい者数）を障がいの程度別にみると、いずれの年度もB（中・軽度）が6割以上を占めています。A（重度）、B（中・軽度）ともに増加していますが、特にB（中・軽度）の増加が顕著となっています。

【療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）】

[単位:人]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	421 (100.0%)	446 (100.0%)	463 (100.0%)	504 (100.0%)	516 (100.0%)	557 (100.0%)
A (重度)	150 (35.6%)	157 (35.2%)	153 (33.0%)	169 (33.5%)	165 (32.0%)	184 (33.0%)
B (中・軽度)	271 (64.4%)	289 (64.8%)	310 (67.0%)	335 (66.5%)	351 (68.0%)	373 (67.0%)

[資料] 荒尾市 各年度末現在



## (6) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成23年度の363人から平成28年度の447人と増加傾向にあります。障がいの等級別にみると、2級の占める割合が最も多く、平成28年度末現在では60.0%となっています。

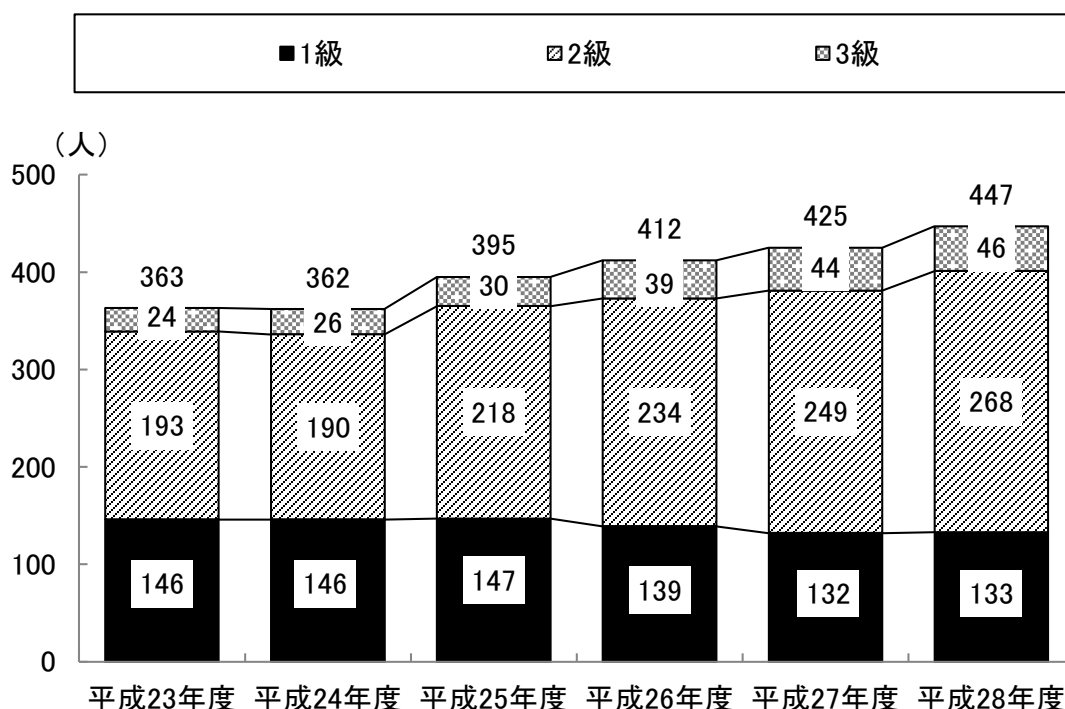
自立支援医療（精神通院医療）利用者数については、おおむね増加傾向にあり、平成28年度末現在921人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（障がいの程度別）】

[単位:人]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	363 (100.0%)	362 (100.0%)	395 (100.0%)	412 (100.0%)	425 (100.0%)	447 (100.0%)
1級	146 (40.2%)	146 (40.3%)	147 (37.2%)	139 (33.7%)	132 (31.1%)	133 (29.7%)
2級	193 (53.2%)	190 (52.5%)	218 (55.2%)	234 (56.8%)	249 (58.6%)	268 (60.0%)
3級	24 (6.6%)	26 (7.2%)	30 (7.6%)	39 (9.5%)	44 (10.3%)	46 (10.3%)

[資料] 荒尾市 各年度末現在

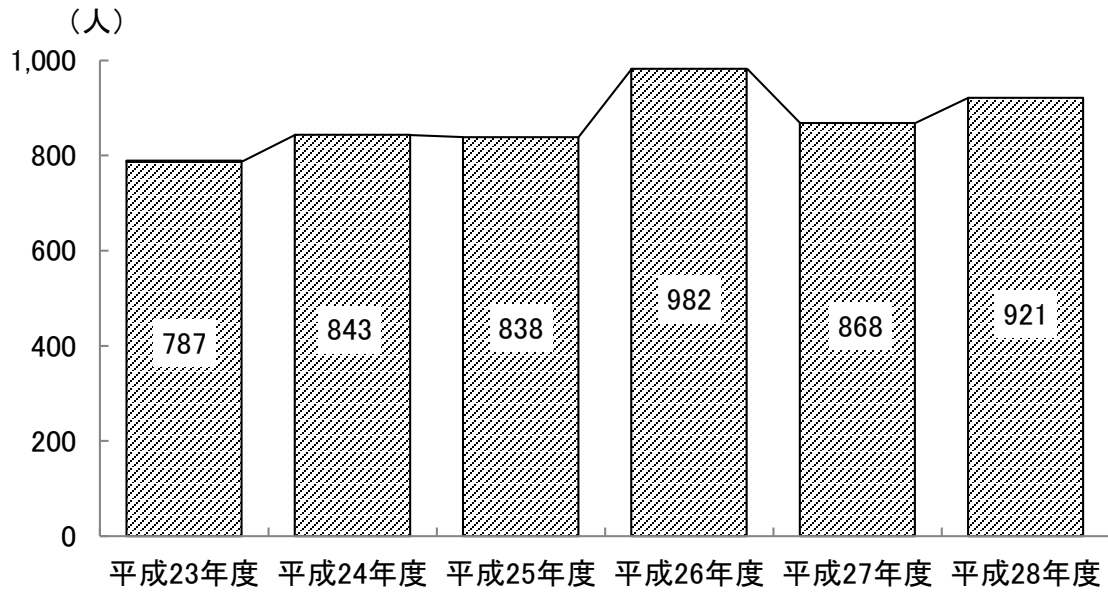


【自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移】

[単位:人]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	787	843	838	982	868	921

[資料] 荒尾市 各年度末現在



## (7) 就学状況

平成 28 年度末現在において、市内の小中学校全てに特別支援学級があり、在籍する児童生徒数は 96 人となっています。また、通級指導教室の児童生徒数は 29 人です。保育所・認定こども園における障がい児は、平成 28 年度末現在、在籍児総数の 1,960 人に対して 35 人となっており、加配保育士数は 18 人となっています。

特別支援学校への在籍状況は、平成 28 年度末現在、72 人となっており、荒尾支援学校が多い状況です。

### 1) 特別支援学級の状況 [単位：人]

	設置校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数
小学校	10	25	63
中学校	3	6	33
合 計	13	31	96

[資料] 荒尾市 平成 28 年度末現在

### 2) 通級指導教室の状況 [単位：人]

	通級児童生徒数
小学校	17
中学校	12
合 計	29

[資料] 荒尾市 平成 28 年度末現在

### 3) 保育所・認定こども園における障がい児の在籍状況 [単位：人]

	3 歳未満	3 歳	4 歳以上	合 計
在籍児数	757	398	805	1,960
在籍障がい児数	10	10	15	35
加配保育士数	18			18

[資料] 荒尾市 平成 28 年度末現在

### 4) 特別支援学校在籍状況 [単位：人]

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合 計
荒尾支援学校	-	12	19	38	69
ひのくに高等支援学校	-	-	-	1	1
黒石原支援学校	-	0	0	1	1
熊本ろう学校	0	0	1	0	1
合 計	0	12	20	40	72

[資料] 荒尾市 平成 28 年度末現在

## 2 アンケート調査からみる障がい者の状況

### (1) 調査の概要

障がい者の日常生活の状況や障がい者施策に対する考え方を把握するため、障害者手帳所持者や自立支援医療を利用している人を対象にアンケート調査を実施しました。

【調査概要及び回収結果】

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	
			入院患者以外	入院患者
調査対象	荒尾市内に居住する身体障害者手帳所持者	荒尾市内に居住する療育手帳所持者	荒尾市内に居住する自立支援医療利用者	市内の精神科病院(2医療機関)
抽出方法	無作為抽出			調査対象医療機関へ依頼
調査方法	郵送調査(郵送配布・郵送回収)			調査対象医療機関による配布・回収
標本数	1,000 サンプル	350 サンプル	250 サンプル	100 サンプル
有効回収数	470 サンプル	147 サンプル	94 サンプル	62 サンプル
有効回収率	47.0%	42.0%	37.6%	62.0%
調査期間	平成29年7月11日～7月24日(回収予備期間を含む)			

全件に対する有効回収率は、45.5%です。

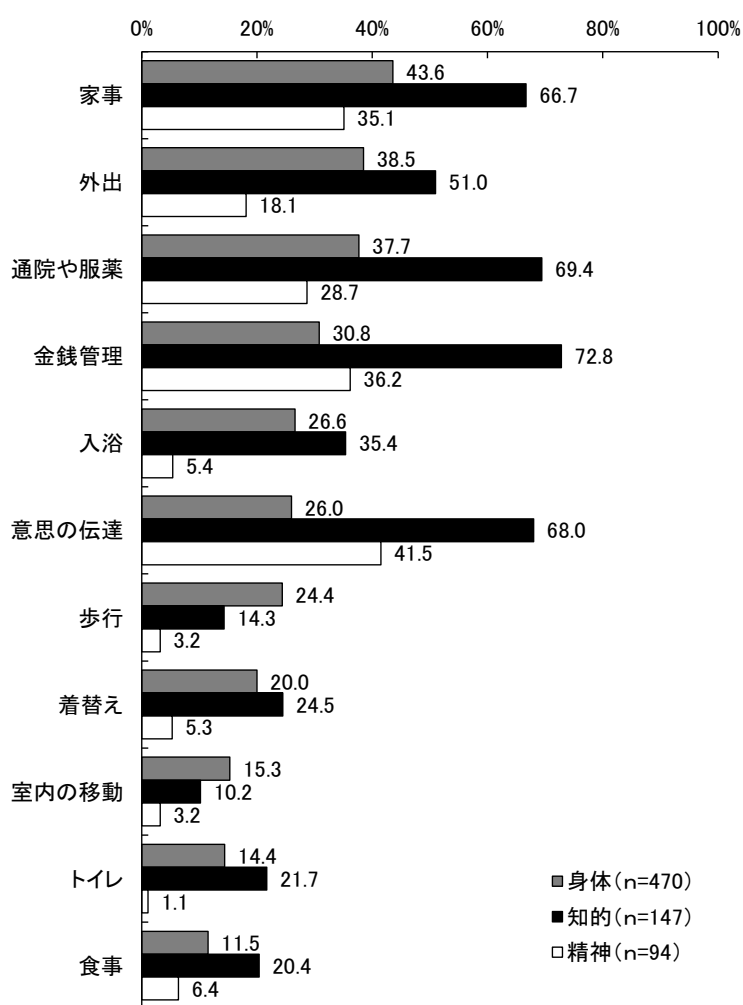
## (2)調査の結果

### 1) 日常生活における介助について

日常生活における介助について、身体・知的・精神障がい者ともに「家事」や「外出」、「通院や服薬」、「金銭管理」、「意思の伝達」での要介助（少し手伝ってもらう＋全部手伝ってもらう）の割合が高くなっています。また、これらの割合は、知的障がい者で5～7割と特に高くなっています。

【日常生活動作（要介助[少し手伝ってもらう＋全部手伝ってもらう]の割合）】

(複数回答)



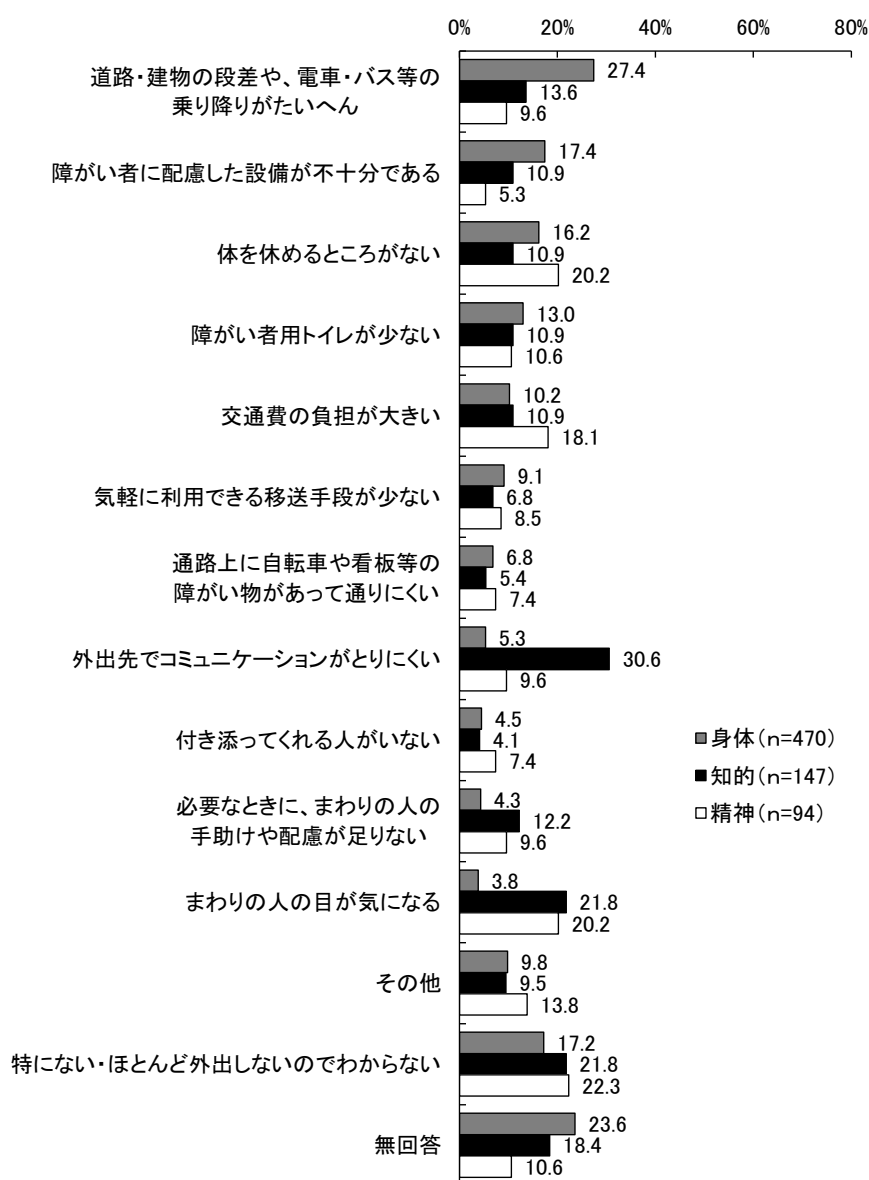
※「意思の伝達」は、『なんとかできる』＋『むずかしい』の割合。

## 2) 外出について

外出時に不便や困難を感じることは、身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」(27.4%)が最も多く、次いで「障がい者に配慮した設備が不十分である」(17.4%)、「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」(17.2%)となっています。

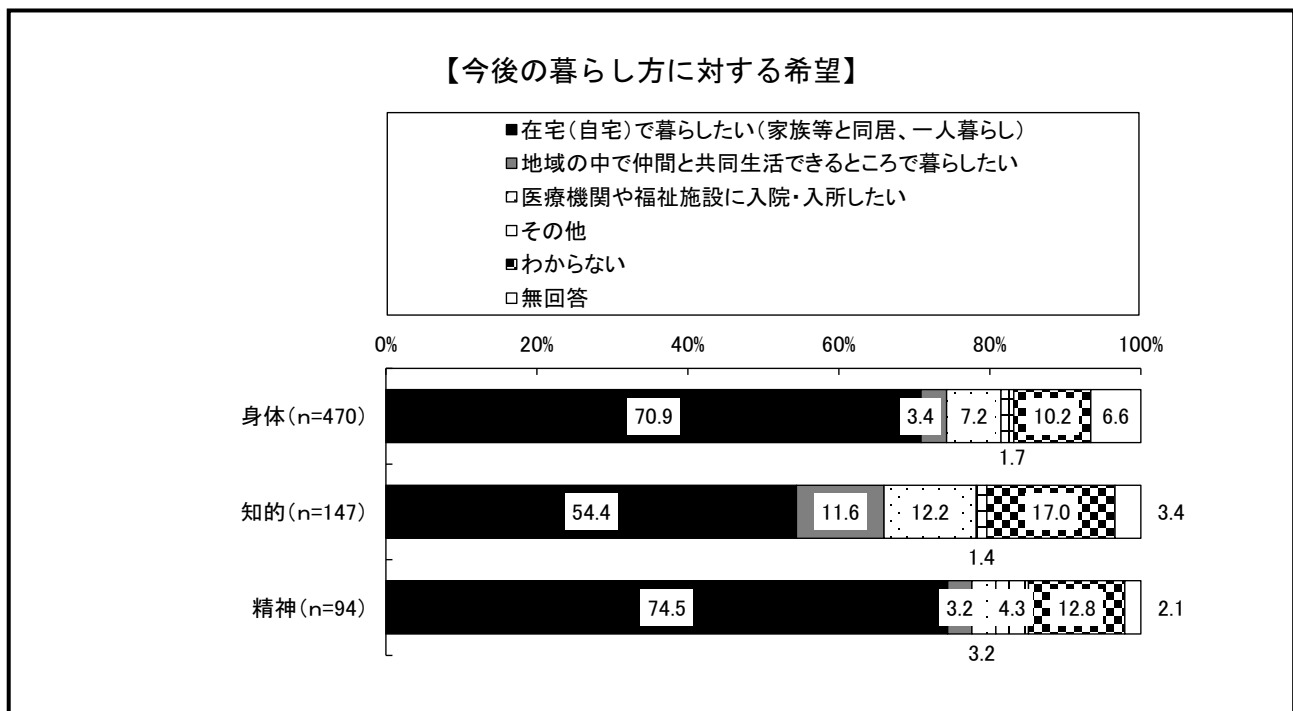
知的障がい者では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」(30.6%)が3割を超えて最も多く、精神障がい者では「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」(22.3%)が最も多くなっています。また、知的・精神障がい者はともに「まわりの人の目が気になる」(知的：21.8%、精神：20.2%)等の割合が2割を超えて高くなっています。

【外出時に不便や困難を感じること】(複数回答)



### 3) 今後の暮らし方について

今後、どのように暮らしたいかを尋ねたところ、身体・知的・精神障がい者ともに「在宅（自宅）で暮らしたい（家族等と同居、一人暮らし）」（身体：70.9%、知的：54.4%、精神：74.5%）が最も多く、身体・精神障がい者では7割を占めています。また、知的障がい者については、「地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい」（11.6%）や「医療機関や福祉施設に入院・入所したい」（12.2%）等の割合が身体・精神障がい者に比べて高くなっています。

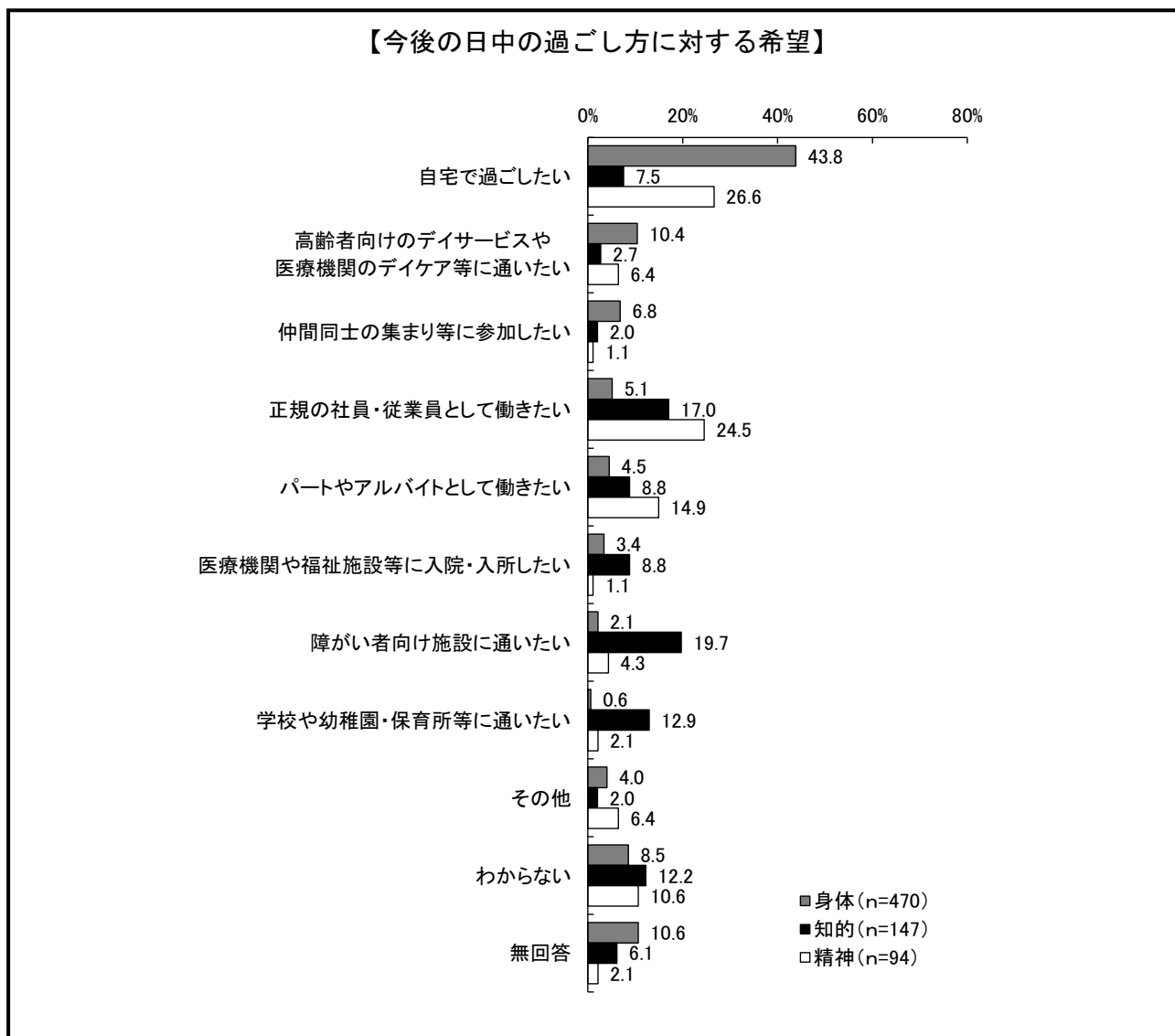




#### 4) 日中の過ごし方について

日中において主に何をして過ごしたいかを尋ねたところ、身体・精神障がい者では「自宅で過ごしたい」（身体：43.8%、精神：26.6%）が最も多く、知的障がい者では「障がい者向け施設に通いたい」（19.7%）が最も多くなっています。

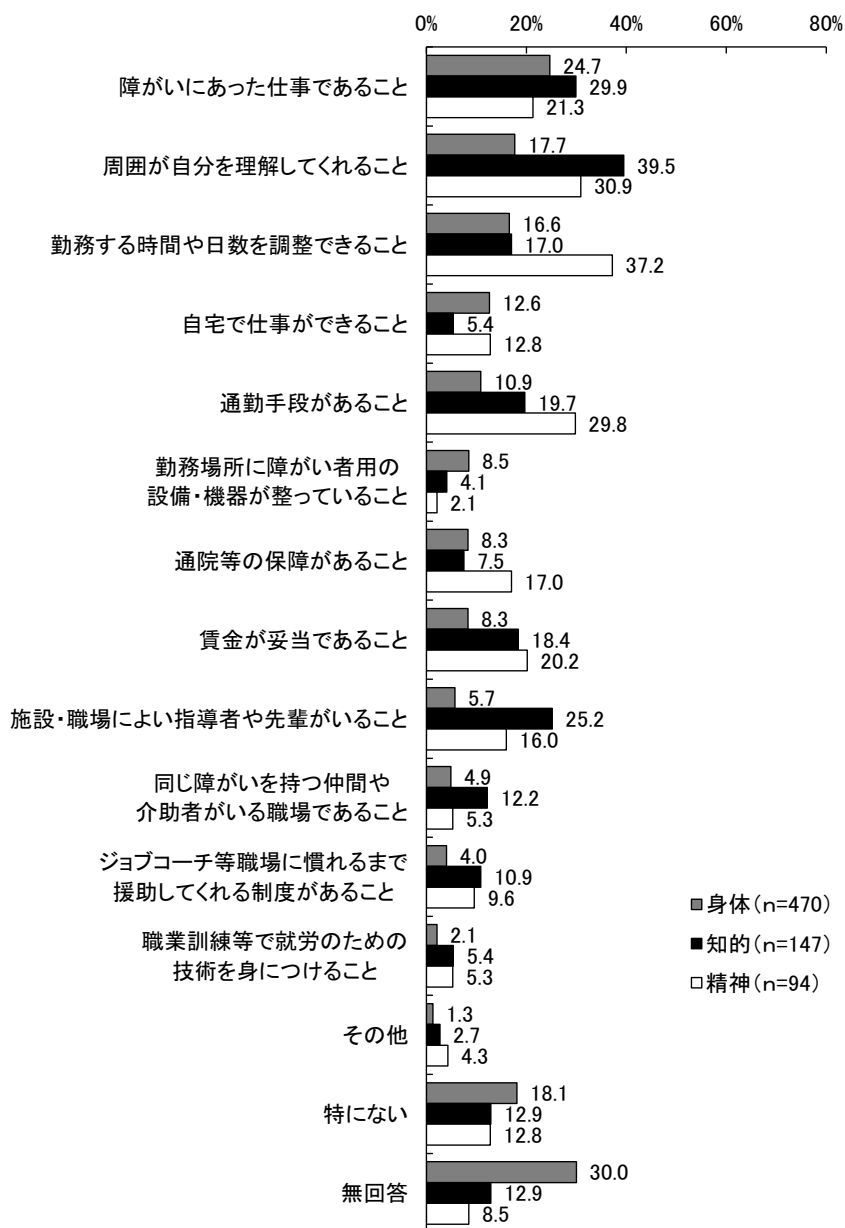
また、知的・精神障がい者では「正規の社員・従業員として働きたい」（知的：17.0%、精神：24.5%）や「パートやアルバイトとして働きたい」（知的：8.8%、精神：14.9%）等の就労希望の割合もそれぞれ1～2割前後を占めています。



## 5) 就労に必要な環境整備について

障がい者の就労に必要な環境整備は、身体障がい者は「障がいにあった仕事であること」(24.7%)、知的障がい者は「周囲が自分を理解してくれること」(39.5%)、精神障がい者は「勤務する時間や日数を調整できること」(37.2%)が最も多く、これに身体障がい者は「特にない」(18.1%)、知的障がい者は「障がいにあった仕事であること」(29.9%)、精神障がい者は「周囲が自分を理解してくれること」(30.9%)が続いています。

【障がい者の就労に必要な環境整備】(複数回答3つまで)

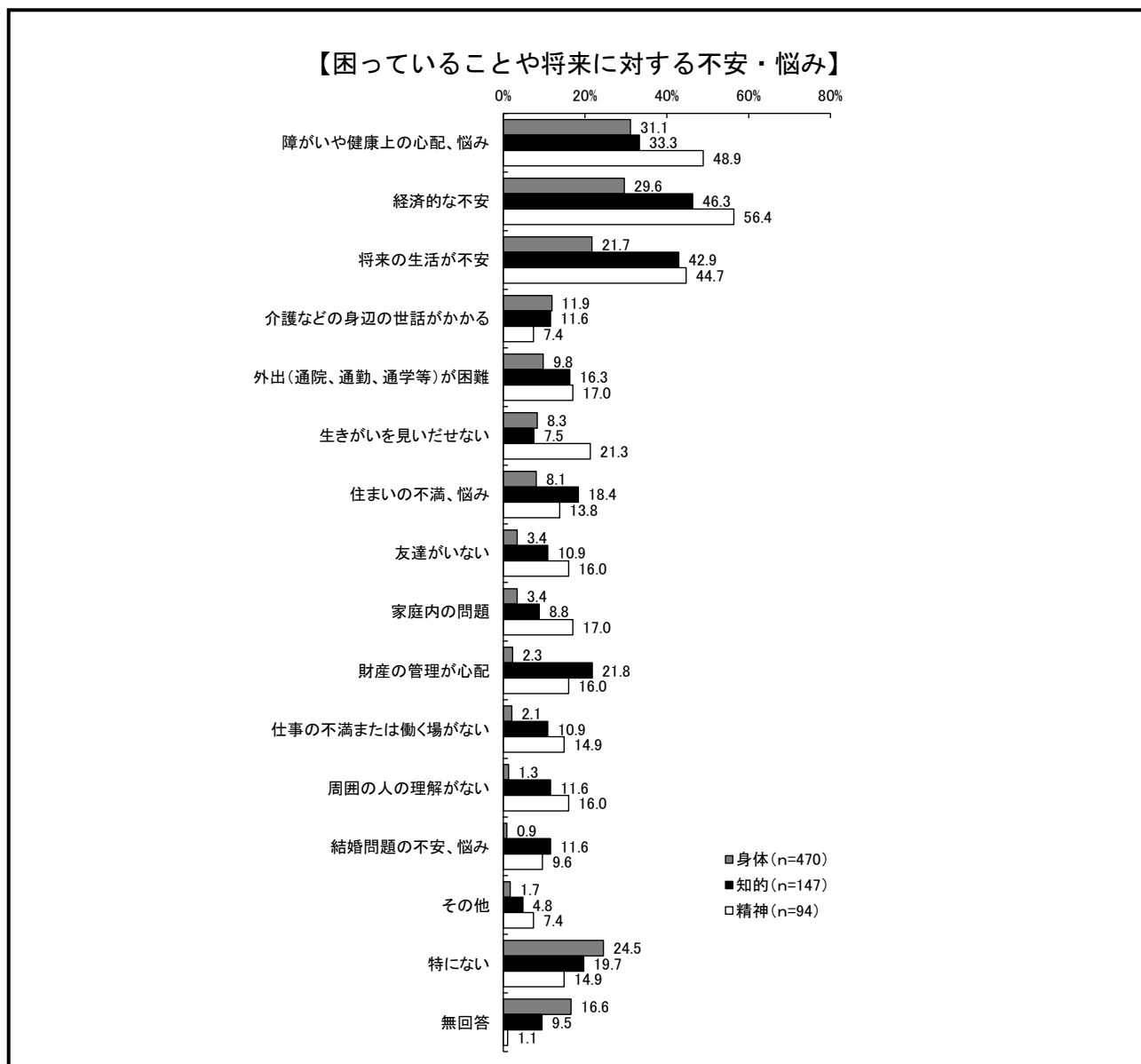


## 6) 生活上の困りごとや不安・悩みについて

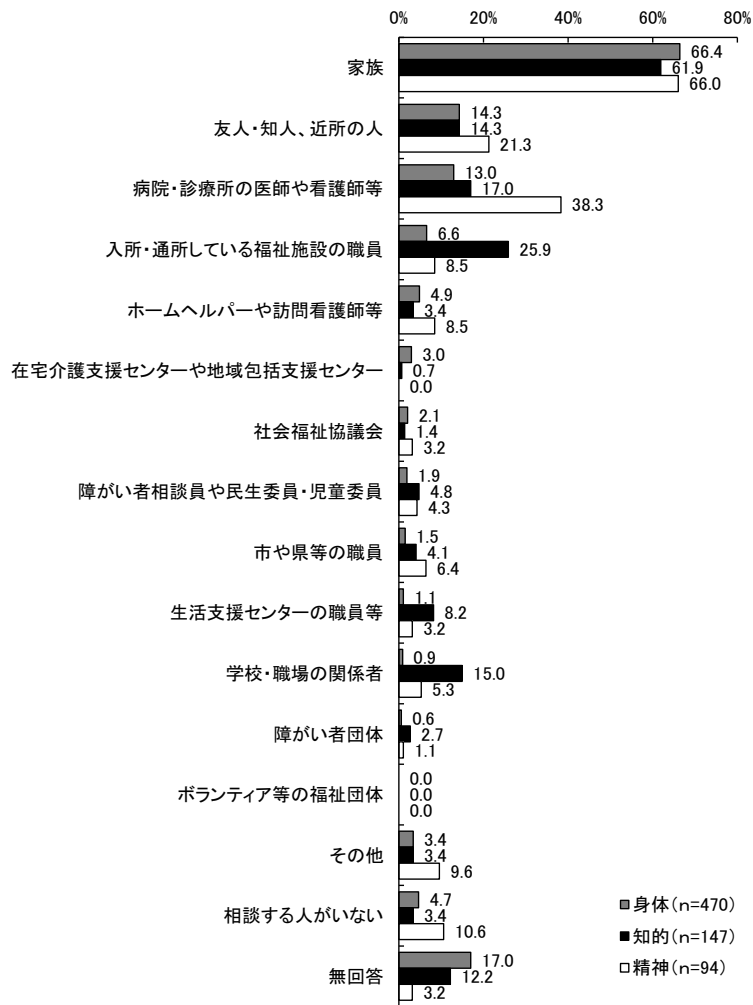
困っていることや将来に対する不安・悩みは、身体・知的・精神障がい者ともに「障がいや健康上の心配、悩み」(身体：31.1%、知的：33.3%、精神：48.9%)や「経済的な不安」(身体：29.6%、知的：46.3%、精神：56.4%)、「将来の生活が不安」(身体：21.7%、知的：42.9%、精神：44.7%)が上位となっています。また、身体障がい者は「特にない」(24.5%)の割合も2割を超えています。

また、精神障がい者は、身体・知的障がい者に比べて全般的に困っていることや不安・悩みの割合が高く、前述の上位項目のほか「生きがいを見いだせない」(21.3%)についても2割を超えています。

困っていることや不安・悩みの相談先は、身体・知的・精神障がい者ともに「家族」(身体：66.4%、知的：61.9%、精神：66.0%)が6割を超えて最も多くなっています。また、知的障がい者では「入所・通所している福祉施設の職員」(25.9%)、精神障がい者では「病院・診療所の医師や看護師等」(38.3%)の割合が2～4割程度と高くなっています。



【困っていることや不安・悩みの相談先】（複数回答）



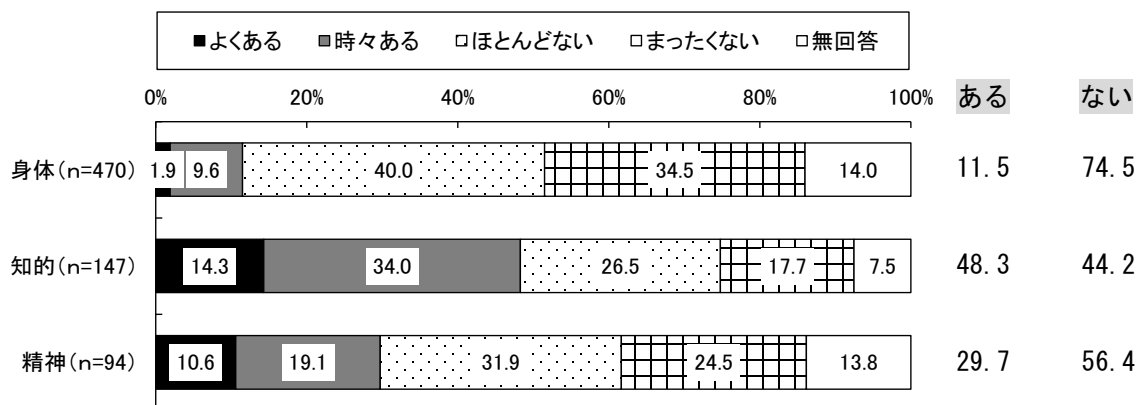
## 7) 差別を受けたりいやな思いをした経験

差別を受けたりいやな思いをした経験については、身体・精神障がい者では「ほとんどない」（身体：40.0%、精神：31.9%）が最も多く、次いで「まったくない」（身体：34.5%、精神：24.5%）が多くなっています。これらを合わせると、差別を受けたりいやな思いをした経験が「ない」人が、身体障がい者で74.5%、精神障がい者で56.4%となっています。

一方、知的障がい者では「時々ある」（34.0%）が最も多い状況です。これに「よくある」（14.3%）を合わせると、差別を受けたりいやな思いをした経験が「ある」人が48.3%となり、身体・精神障がい者に比べて高くなっています。

[身体：問 19、知的：問 20、精神：問 20]

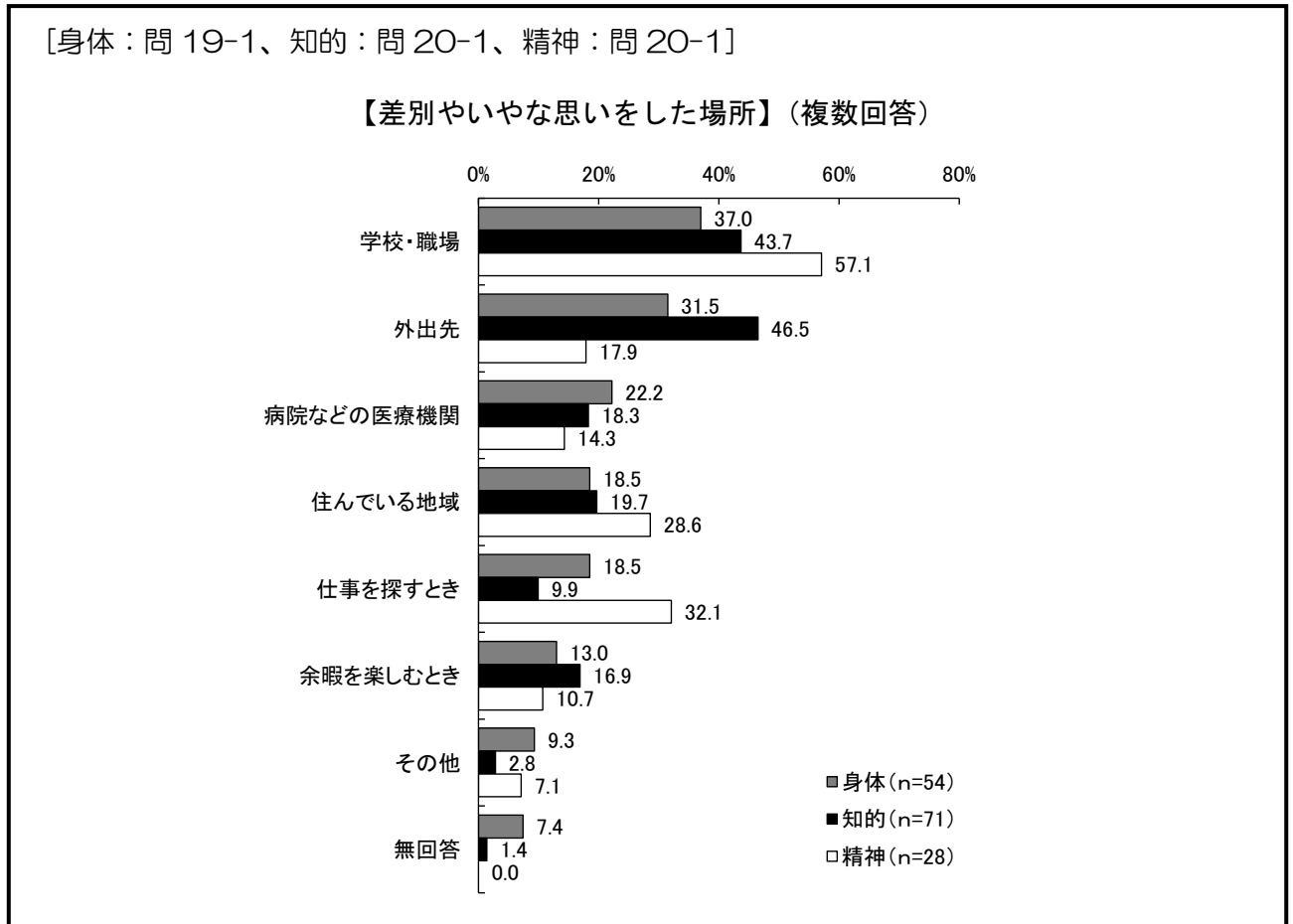
【差別を受けたりいやな思いをした経験】



## 8) 差別やいやな思いをした場所

差別やいやな思いをした場所は、身体・知的・精神障がい者ともに「学校・職場」(身体：37.0%、知的：43.7%、精神：57.1%)が多くなっています。また、身体・知的障がい者では「外出先」(身体：31.5%、知的：46.5%)、精神障がい者では「仕事を探すとき」(32.1%)も多くなっています。

[身体：問 19-1、知的：問 20-1、精神：問 20-1]

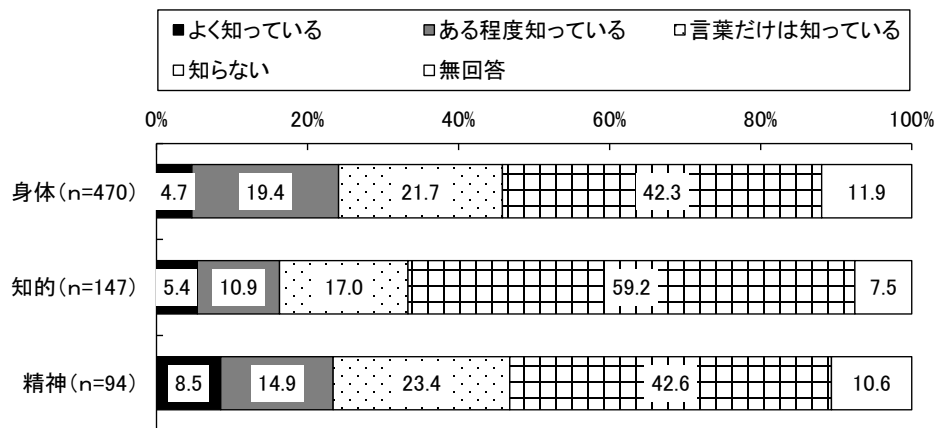


### 9) 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、身体・知的・精神障がい者ともに「知らない」(身体：42.3%、知的：59.2%、精神：42.6%)が最も多く、特に知的障がい者では6割弱を占めています。

[身体：問 20、知的：問 21、精神：問 21]

【成年後見制度の認知度】

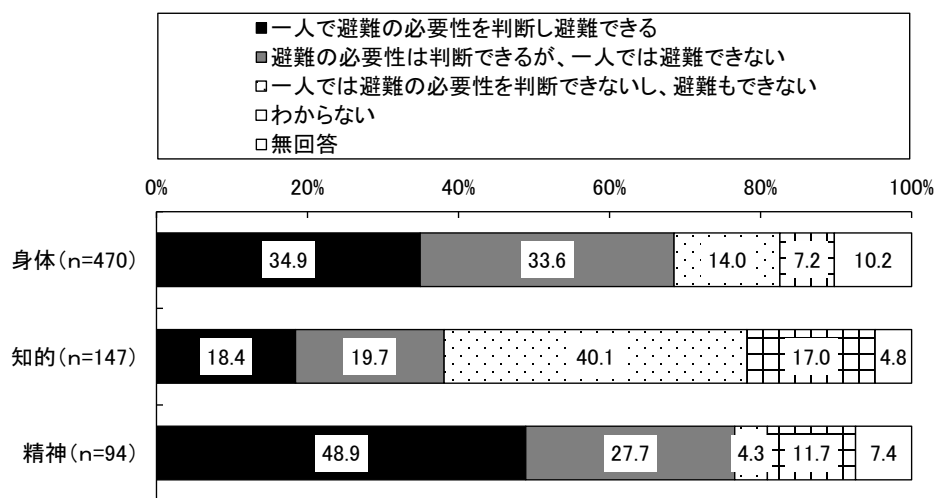


## 10) 災害時の一人での避難

災害時の一人での避難については、身体・精神障がい者では「一人で避難の必要性を判断し避難できる」(身体：34.9%、精神：48.9%)が最も多くなっています。一方、知的障がい者では「一人では避難の必要性を判断できないし、避難もできない」(40.1%)が最も多くなっています。

[身体：問 21、知的：問 22、精神：問 22]

【災害時の一人での避難】



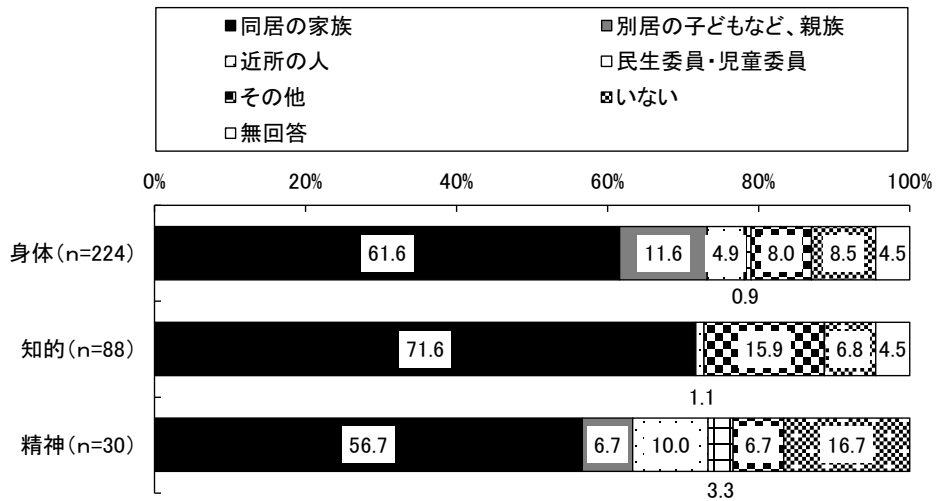


### 1 1) 災害時に助けを頼める相手

災害時に助けを頼める相手は、身体・知的・精神障がい者ともに「同居の家族」(身体：61.6%、知的：71.6%、精神：56.7%)が最も多く、いずれも過半数を占めています。

[身体：問 21-1、知的：問 22-1、精神：問 22-1]

【災害時に助けを頼める相手】



## 12) 災害時に困ること

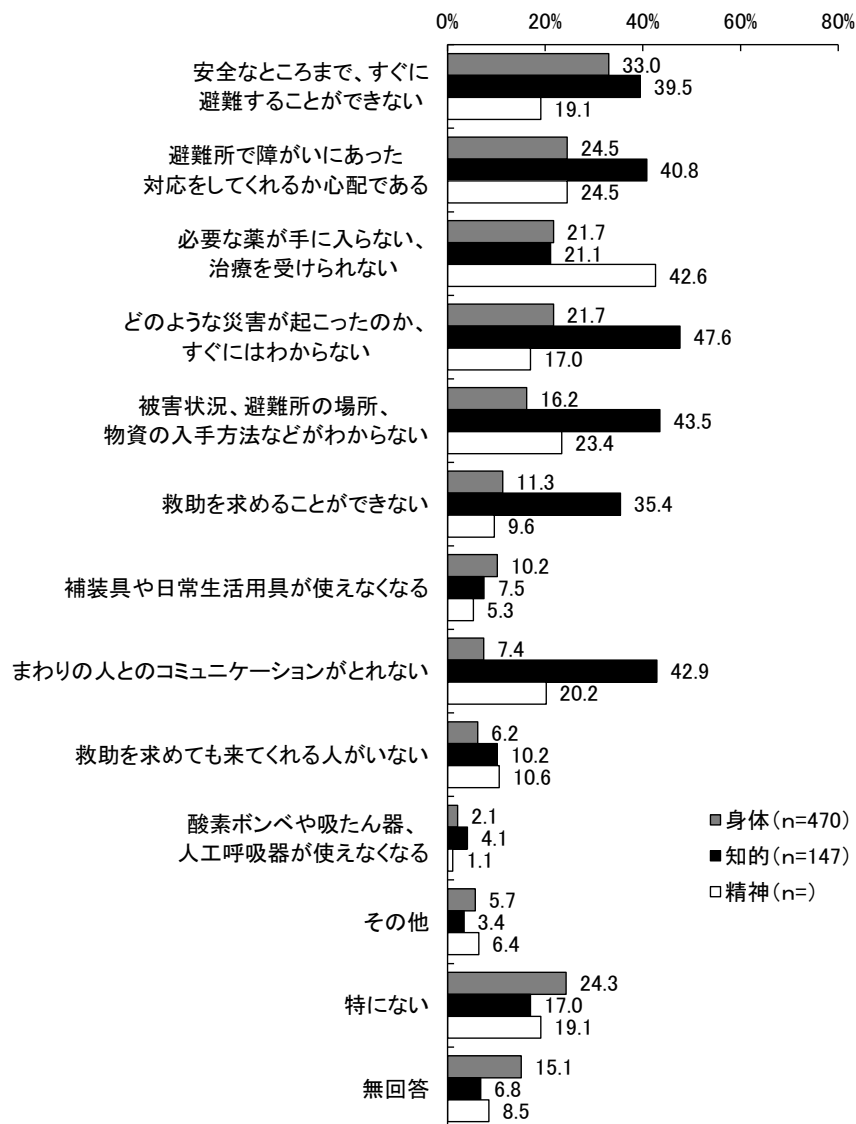
災害時に困ることは、身体障がい者では「安全なところまで、すぐに避難することができない」(33.0%)が最も多く、次いで「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」(24.5%)となっています。

知的障がい者では「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」(47.6%)が最も多く、次いで「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(43.5%)、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(42.9%)、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」(40.8%)となっており、いずれも4割以上となっています。

精神障がい者では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」(42.6%)が最も多くなっています。

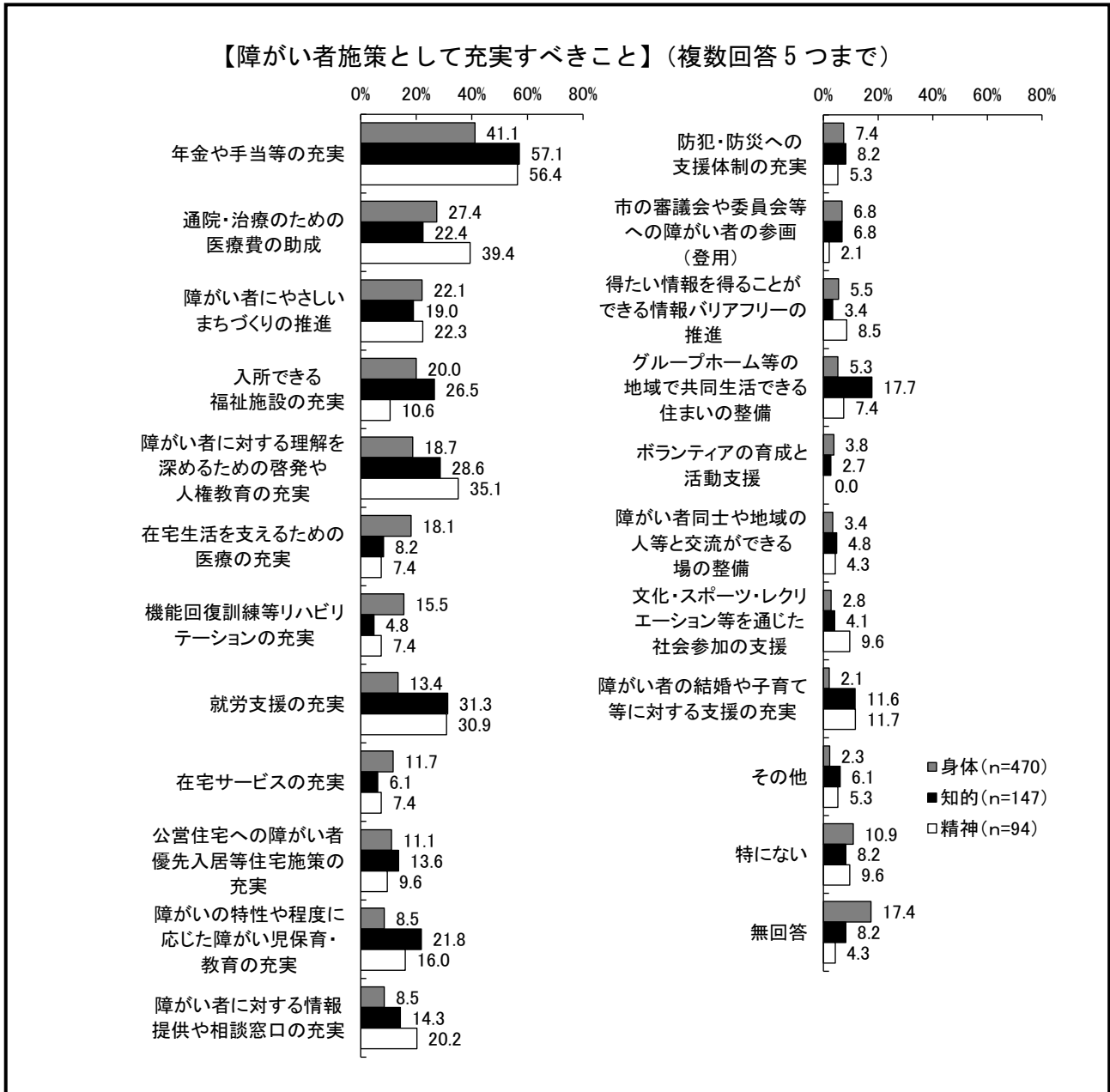
[身体：問22、知的：問23、精神：問23]

【災害時に困ること】(複数回答)



### 13) 障がい者施策として充実すべきことについて

障がい者施策として行政（国・県・市）が充実すべきことは、身体・知的・精神障がい者ともに「年金や手当等の充実」（身体：41.1%、知的：57.1%、精神：56.4%）が最も多く、次いで、身体・精神障がい者では「通院・治療のための医療費の助成」（身体：27.4%、精神：39.4%）、知的障がい者では「就労支援の充実」（31.3%）となっています。



## 第3章 2023年度までの成果目標

# 1 2023年度までの成果目標

基本的方向ごとに施策及び成果目標を定め、各種施策を推進します。

## 基本的方向1 障がい者を理由とする差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策	施策の内容	
障害者差別解消法の周知	<p>広報紙やホームページ、出前講座やイベントの開催を通じて、障害者差別解消法が定める「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的な配慮の提供」について周知に努めます。</p>	
	<p><b>具体的な取組</b></p>	
	<p>■広報紙、ホームページ、出前講座等により、障害者差別解消法の周知を図ります。</p> <p>■「理解促進研修・啓発事業」を活用したセミナーや講演会等のイベントの実施に努めます。</p> <p>■障がいに関する理解の促進を図るため、市職員の研修を実施します。</p>	
成果指標	2023年度の目標値	2016（平成28）年度の実績値
まちづくり市民アンケート調査における「障がいへの理解や関心がある」とする割合	50%	調査項目無し

## 基本的方向2 広報啓発の推進

施策	施策の内容	
意思疎通の支援の充実	<p>「手話通訳者派遣事業」や「手話通訳者設置事業」の実施により、聴覚障がい者の意思疎通の推進に努めます。</p>	
	<p><b>具体的な取組</b></p>	
	<p>■「手話通訳者派遣事業」の推進に努め、手話通訳者の利用者拡大を図ります。</p> <p>■「手話奉仕員養成研修事業」による手話に対応できる人材の育成や確保に努めます。</p> <p>■障がい者団体等と連携してコミュニケーションボードの店舗等への設置や活用を推進します。</p>	
成果指標	2023年度の目標値	2016（平成28）年度の実績値
手話通訳者派遣事業における手話通訳者の派遣件数	100件	54件

### 基本的方向3 福祉サービスの充実

施策	施策の内容	
福祉施設入所者の 地域生活への移行促進	グループホーム等の住居の確保や地域生活への移行に関する相談支援を行う「地域移行支援」の充実に努め、福祉施設入所者の地域生活への移行促進に努めます。	
	<b>具体的な取組</b>	
	<p>■福祉施設や福祉事業所と連携した「地域移行支援」の充実に努めます。</p> <p>■有明圏域における「地域生活支援拠点」の整備に努め、緊急時の受入体制等の居住支援の機能強化を図ります。</p>	
成果指標	2023年度の目標値	2016（平成28）年度の実績値
福祉施設入所者の 地域生活への移行者数	3人	2人

### 基本的方向4 保育・教育の充実

施策	施策の内容	
障がいの早期発見 ・早期対応	専門的な相談員が保育所等を巡回し、発達の課題や障がいのある子どもの早期発見に努め、医療機関や療育機関等の適切な支援を受けることにより、障がい児の健やかな育成を図ります。	
	<b>具体的な取組</b>	
	<p>■乳幼児健康診査や保育所等の「巡回支援専門員整備事業」により、障がいのある子どもの早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>■臨床心理士による心理相談の実施に努めます。</p> <p>■巡回支援専門員の体制整備に努めます。</p>	
成果指標	2023年度の目標値	2016（平成28）年度の実績値
巡回支援専門員による 巡回回数	100回	51回

基本的方向 5 保健・医療の充実

施策	施策の内容	
精神科病院入院患者の 地域生活への移行促進	精神科病院に入院中の患者に対し、地域での生活を支える相談対応や助言等を行う福祉サービスを提供することで、地域生活への移行を促進します。	
	<b>具体的な取組</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を活用し、精神科病院に従事する職員の研修会の実施に努めます。</li> <li>■ 「地域定着支援」や「自立生活援助」の提供体制の充実を図ります。</li> <li>■ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、協議の場の設置に努めます。</li> </ul>	
成果指標	2023 年度の目標値	2016（平成 28）年度の実績値
「地域定着支援」及び 「自立生活援助」サービスの 利用者数	（地域定着支援） 3 人 （自立生活援助） 4 人	（地域定着支援） 0 人 （自立生活援助） —

※ 自立生活援助については、平成 30 年度からのサービスのため平成 28 年度は該当なし。

基本的方向 6 雇用・就業、経済的自立の支援

施策	施策の内容	
一般就労の促進	障がい者が一般就労し職場に定着できるよう、福祉サービスの充実に努め、就労に必要な知識及び能力の向上、相談支援体制の充実を図ります。	
	<b>具体的な取組</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業等に対する「障害者雇用促進法」や「荒尾市障がい者雇用開発奨励金支給事業」の周知に努めます。</li> <li>■ 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>■ 「就労移行支援」や「就労定着支援」の提供により、就労に関する支援体制の充実に努めます。</li> </ul>	
成果指標	2023 年度の目標値	2016（平成 28）年度の実績値
福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	1 2 人	9 人

基本的方向 7 生活環境の整備

施策	施策の内容	
移動対策の充実	道路等の整備や交通安全対策のほか、移動に関する福祉サービスの充実を図り、障がい者が外出できる環境づくりに努めます。	
	<b>具体的な取組</b>	
	<p>■視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の設置に努め、安全な交通環境の整備を推進します。</p> <p>■交通安全教室を開催し、移動時等の交通安全対策を推進します。</p> <p>■障がい者に対する乗合バス福祉特別乗車証交付制度等の交通料金の割引制度や自動車免許取得・改造費助成制度の周知を図ります。</p> <p>■「同行援護」や「移動支援」の提供体制の充実に努めます。</p>	
成果指標	2023 年度の目標値	2016（平成 28）年度の実績値
移動支援事業の延べ利用時間数	1, 260 時間	996 時間

基本的方向 8 防災・防犯対策の推進

施策	施策の内容	
防災対策の推進	「荒尾市災害時要援護者避難支援計画」をより一層充実することで避難行動要支援者の支援体制の強化に努めるなど、防災対策の推進に努めます。	
	<b>具体的な取組</b>	
	<p>■「荒尾市災害時要援護者避難支援計画」をより一層充実することで、避難行動要支援者への支援体制の強化に努めます。</p> <p>■避難行動要支援者の名簿や居住地図の整備に努め、自主防災組織等との情報共有を図ります。</p> <p>■聴覚障がい者等を対象としたメール 119 番の登録、普及に努めます。</p> <p>■福祉避難所の確保に向けて取り組みます。</p>	
成果指標	2023 年度の目標値	2016（平成 28）年度の実績値
避難行動要支援者名簿の登録者数	1, 400 人	1, 098 人



## 第4章 施策の具体的内容

<第4章における表記について>

「施策の内容」中の【成果取組】については、「第3章 2023年度までの成果目標」における具体的な取組であることを示しています。

# 第1節 障がいを理由とする差別の解消、 権利擁護の推進及び虐待の防止

## 1 障がいを理由とする差別の解消の推進

### 現状と課題

平成28年に、障がいを理由とする差別の解消を目的として「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、行政機関が行う事務や事業、会社や商店等の民間事業者が行う事業活動において、障がい者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的な配慮の提供」を実施し、差別の解消に努めることが定められています。

本市では、同年に「荒尾市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、事務や事業の実施時における合理的配慮の提供に努めています。また、民間事業者においては、国が示した対応指針に基づき適切な対応に努めることになっています。

アンケート調査では、学校や職場、医療機関、外出先、仕事を探す時等において、「差別を受けた」、「嫌な思いをした」という回答が多く、障がい者が様々な場面において差別を受けた経験がある状況となっています。

障がいを理由とする差別が生じる要因として、障がいに関する理解不足から生じる誤解や偏見があると考えられます。そのため、障がいを理由とする差別の解消を図るためには、市民の障がいに関する理解が必要であり、障害者差別解消法の趣旨を広く周知し浸透させることが、基本理念である「障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくり」のために重要です。

### ①障がいを理由とする差別の解消の推進

- 広報紙やホームページ、パンフレットの配布、出前講座等を通じて、「障害者差別解消法」及びそれに応じた「合理的配慮の提供」等の周知に努めます。【成果取組】
- 「理解促進研修・啓発事業」を活用したセミナーや講演会等のイベントを実施し、障害者差別解消法等の障がいに関する理解促進を図ります。【成果取組】
- 荒尾市健康福祉まつりにおける、障がい者団体の紹介コーナーや手話・点字・朗読ボランティア団体による体験ブースの設置等により、市民の障がいに関する理解促進に努めます。
- 障がい者団体等が行う障がい者と市民との交流イベントを通じて、市民の障がいに関する理解促進に努めます。
- 有明圏域 2 市 4 町で構成する「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」において、障がいを理由とする差別に関する情報交換や障がい者からの相談・事例を踏まえた協議を行い、障がいを理由とする差別の解消に努めます。

### ②本市における合理的配慮の充実

- 障がいに関する理解の促進を図るため、市職員の研修を実施します。  
【成果取組】
- 事務や事業の実施に当たって、「荒尾市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を順守し、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」に努めます。

## 2 権利擁護の推進及び虐待の防止

### 現状と課題

障がい者の生活や財産等の権利を守るためには、財産の管理や契約の締結等を代理して行う「成年後見制度」や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」を利用することが有効です。

アンケート調査では、成年後見制度について「知らない」や「言葉だけは知っている」といった回答が大半を占め、その認知度は低く周知の必要性が高い状況です。

また、障がい者に対する虐待の防止については、平成 24 年に「障害者虐待防止法」が施行されました。この法律は、国や地方公共団体、福祉事業所等に対して、障がい者に対する虐待を防止する責務を課すことのほか、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務等が定められています。

障がい者に対する虐待は発見することが非常に難しく、周囲の人の気付きが重要とされています。

そのため、市民に対し、障害者虐待防止法の趣旨や虐待の事例、早期発見の大切さ、発見した際の対応方法等の周知に努める必要があり、虐待に関する相談や通報に対する迅速かつ適切な対応が求められています。

### ①権利擁護の推進

- 判断能力が不十分な障がい者の財産管理や契約締結等を代理して行う成年後見制度の周知に努めます。
- 荒尾市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の周知を図ります。
- 荒尾市社会福祉協議会や障がい者相談員、民生委員児童委員等と連携し、権利擁護が必要な障がい者の早期発見・早期対応に努めます。
- 「成年後見制度利用支援事業」により、市長申立による成年後見申立や後見人等に対して助成を行い、成年後見制度の利用促進に努めます。
- 荒尾市社会福祉協議会が行う法人後見事業の実施や法人後見センターの設立に向けた取組を推進します。
- 荒尾市社会福祉協議会等と連携して「成年後見制度法人後見支援事業」を活用した市民後見人養成講座を実施するなど、市民後見人の養成を促進します。

### ②虐待防止の推進

- 市民や福祉事業所等に対し、広報紙やホームページ、パンフレットの配布等を通じて障害者虐待防止法の制度内容の周知を行い、虐待を未然に防止するよう努めます。
- 虐待の相談に対し適切に対応できるよう、研修会の参加等による市職員の資質向上を図ります。
- 熊本県や熊本労働局等と連携し、虐待の通報に対する迅速な対応に努めます。
- 「荒尾市虐待防止地域協議会」において、行政機関や福祉事業所等の専門機関、民生委員児童委員等と連携し、虐待に関する情報交換や従事職員の資質向上に努めます。

## 第2節 広報啓発の推進

### 1 広報啓発活動の推進

#### 現状と課題

市民一人ひとりが障がいに関する理解を深めるためには、広報や啓発の活動が重要な役割を担っており、障がいを理解することが、基本理念である「障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らすことのできるまちづくり」に向けた第一歩となります。

本市では、広報紙やホームページ等を活用して、障がい者に関する法律や制度、障がい特性に関する情報の周知に努めており、啓発活動としては、荒尾市社会福祉協議会、障がい者団体等と連携して、荒尾市健康福祉まつり等のイベントや手話講座等の実施に取り組んでいます。

また、学校教育においては、福祉体験学習や障がい児等との交流を通じて、福祉のこころを育む取組を実施しています。

このように、様々な広報啓発活動が行われている状況ではありますが、アンケート調査では、障がい者施策として充実すべきこととして、「障がい者に対する理解を深めるための啓発や人権教育の充実」が多くなっており、市民の理解や意識の向上が求められている状況です。

そのため、今後はより一層、様々な機会を活用した広報活動や障がい者と交流する機会において、市民の障がいに関する理解を深めていくことが重要です。

### ① 広報等による周知の充実

■ 広報紙やホームページ、出前講座等を活用し、障害者差別解消法等の障がい者に関する法律や制度、福祉サービスや相談窓口等に関する情報の周知に努めます。

#### 【成果取組】

■ 障害者手帳の交付時における窓口説明において、熊本県が発行する「福祉のしおり」を活用した福祉制度や福祉サービスの周知を図ります。

■ 市が発行する資料やパンフレット等について、見やすく分かりやすい内容とするよう努めます。

■ 荒尾市社会福祉協議会や障がい者団体の活動について、広く活動を知ってもらうため、「社協だより」や障がい者団体が作成する広報紙の周知を推進します。

■ 障がい者団体や福祉事業所が催すイベント等について、広報紙やホームページ等を通じた情報提供に努めます。

### ② イベント等における啓発活動の推進

■ 「理解促進研修・啓発事業」を活用したセミナーや講演会等のイベントを実施し、障害者差別解消法等の障がいに関する理解促進を図ります。【成果取組】

■ 荒尾市健康福祉まつりや荒尾市人権フェスティバル、障がい者団体等が催す市民との交流イベントを通じて、障がいや人権に関する理解の促進に努めます。

■ 荒尾市社会福祉協議会が実施する手話・点字・朗読等の講座への参加を支援することにより、障がいに関する理解促進を推進します。

■ 荒尾市社会福祉協議会が実施する小中学校や高校での福祉体験学習の実施や、点字・手話学習を支援する「ゲストティーチャー派遣事業」による福祉分野の学習の充実を推進します。

■ 道徳や総合的な学習の時間等を活用し、障がい者との交流を通じた福祉体験学習やボランティア活動等の実施に努めます。

■ 「自発的活動支援事業」を活用し、障がい者団体等が実施するピアサポート等の自発的に行う活動を支援します。

■ 障がい者団体等の行う啓発活動に関する場の提供に努めます。

## 2 ボランティア活動の推進

### 現状と課題

障がいに関する理解を深めるためには、市や障がい者団体等が行う広報啓発活動による周知のほか、ボランティア団体等による実践的な活動を通じた啓発活動も重要です。

本市では、手話や点字、朗読等の福祉分野をはじめとした様々な分野でボランティア団体が活動していますが、障がい者との交流を通じて、市民の障がいに関する理解の促進にもつながっており、また、ボランティア自身にとっても有意義な時間の活用場となっています。

しかしながら、本市におけるボランティア団体の状況としては、個人のライフスタイルの多様化等に伴い、ボランティアの担い手の減少や団体の活動の縮小等の課題が現実化しています。そのため、新たな担い手を確保するために、ボランティア活動に必要な情報提供や、ボランティアを必要とする人とボランティア団体をつなぐコーディネート機能の強化が求められています。

ボランティアに関する事業は、主に荒尾市社会福祉協議会の「ボランティアセンター事業」において行われていますが、ボランティアの育成やその活動が活性化されるように支援していく必要があります。



①ボランティアの育成と支援（荒尾市社会福祉協議会事業）

- 市民のボランティアへの参加を促進するために、「ボランティア情報」等の広報紙を通じて、ボランティアの担い手の募集に努めます。
- 市民のボランティア活動への理解を促進するために、ボランティア活動に関する情報について、広報紙等やイベントの開催を通じた情報提供に努めます。
- 民間企業や民間団体の社会貢献活動を促すため、ボランティアに関する情報の周知を図ります。
- 障がい者の社会参加と自立を支援するために、社会参加や生活支援等に関するボランティア団体の育成に努めます。
- 新たなボランティア団体の発足や個人ボランティアの登録を増やす取組を推進し、担い手の確保を図ります。
- 幼少期からのボランティア意識を深めるために、手話・点字学習や福祉体験学習等の機会の提供に努めます。
- 講習会等を通じてボランティア意識の向上を図るとともに、団体の代表であるボランティアリーダーの資質向上を支援します。
- 手話や点字、朗読等の社会参加を支援するボランティア活動やスポーツ・レクリエーション等を支援するボランティア活動の支援に努めます。
- ボランティア連絡協議会の活動により、ボランティア団体の連携を図るためのネットワーク活動を推進します。

②ボランティアセンターの充実（荒尾市社会福祉協議会事業）

- ボランティアの養成や活動支援、団体等の情報提供等を行うボランティアセンターの機能強化に努めます。
- ボランティアを必要とする人とボランティア団体等をつなぐ役割を担うボランティアコーディネーターの充実を図ります。

### 3 コミュニケーション支援の充実

#### 現状と課題

障がい者の日常生活や社会生活において、障がい者自らが生活のための情報を取得することや社会参加のためのコミュニケーション手段を確保することは重要な役割を占めています。現代社会は、インターネット等の普及により容易に情報を取得できる時代になっていますが、一般的に考えられる最も身近な情報取得手段は、読む、聞く等の目や耳を使った方法であり、コミュニケーション手段としては、話す、表現する等の口や手、身振り等を使った方法が挙げられます。

そのため、障がいの特性を把握した施策の充実が求められており、情報提供や情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上、社会参加の促進を図るコミュニケーション手段の確保が重要です。

これまでは、市の広報紙の音訳版を視覚障がい者に配付する「声の広報等発行事業」や、聴覚障がい者等が意思疎通の支援を必要とする際に手話通訳者を派遣する「手話通訳者派遣事業」等の情報提供やコミュニケーション支援の充実に努めてきました。

しかしながら、障がい者が必要なときに必要な情報を取得しコミュニケーションを図るためには、質・量ともに支援体制が十分であるとは言えない状況です。そのため、障がい者のニーズの把握や関係機関との連携に努め、情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション手段の充実に向けた取組を推進し、社会参加を支援することが必要です。

①意思疎通を支援するためのボランティアの養成

- 国県が実施する研修会の案内等を行い、手話・点字・朗読ボランティア等の活動を支援します。
- 「手話奉仕員養成研修事業」による手話講座を実施し、手話に対応できる人材の育成に努めます。【成果取組】

②日常生活用具及び補装具の活用の推進

- 視覚障害者用ポータブルレコーダー等の日常生活用具や補聴器等の補装具の給付により、情報伝達や意思疎通の支援に努めます。

③音声図書等の充実

- 市立図書館における書籍等の録音版（録音図書）及び点字版（点字図書）の貸出により、情報アクセシビリティの向上に努めます。
- NHK放送受信料免除制度の周知を図り、テレビによる情報取得を支援します。

④行政情報のアクセシビリティの向上

- ウェブアクセシビリティの規格に準拠した、障がい者にとって見やすい配色、読上装置を利用しても聞取りやすい文章作成、拡大文字対応など、読みやすく分かりやすいホームページの作成に努めます。
- UD（ユニバーサルデザイン）フォントの文字を使用した見やすい広報紙の作成に努めます。
- 広報紙の音訳版を視覚障がい者に配付する「声の広報等発行事業」を推進し、幅広い市政情報の発信に努めます。
- 市が作成する資料や配布物について、分かりやすい資料作成に努めます。

⑤意思疎通の支援の充実

- 市役所及び市民病院に手話通訳者を配置する「手話通訳者設置事業」により、コミュニケーションの支援に努めます。
- 聴覚障がい者の意思疎通を支援するために、「手話通訳者派遣事業」の推進に努め、手話通訳者の利用者拡大を図ります。【成果取組】
- 市役所におけるコミュニケーションボードの活用をはじめ、障がい者団体等と連携してコミュニケーションボードの店舗等への設置や活用を推進することにより、意思疎通をしやすい環境づくりに取り組みます。【成果取組】

⑥安心情報の周知

- メール 110 番、ファックス 110 番、メール 119 番、おでかけ安心トイレなど、安心して暮らすことのできるための情報の周知に努めます。

## 第3節 福祉サービスの充実

### 1 相談支援体制の充実

#### 現状と課題

障がいがあることで生じる様々な困りごとは、誰かに相談することが解決の糸口となる場合もあり、困りごとの内容によっては、福祉サービスを利用することや専門機関からの支援を受けることにより解決するものもあります。

障がいに関する相談窓口として市役所がありますが、身近な地域においては、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員をはじめとして、障がい者団体、民生委員児童委員、荒尾市社会福祉協議会等が相談に対応する重要な役割を担っており、県の機関として有明保健所、熊本県福祉総合相談所、国の機関として玉名公共職業安定所等があります。

また本市では、有明圏域2市4町の共同事業として障がいに関する相談支援事業を実施しており、圏域内の4つの福祉事業所が、福祉サービスの利用をはじめ、健康や医療、就労、社会参加、余暇活動等に関する様々な相談に対応しています。さらに、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」においては、相談業務に従事する職員の資質向上や、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関の連携を推進する取組を行っています。

このように、様々な相談窓口があるにも関わらず、アンケート調査や障がい者団体ヒアリング調査の結果では、相談窓口が分からず多くの障がい者が家族や知人に相談しているという状況になっています。

そのため、より多くの障がい者やその家族が相談窓口で相談できるよう周知していく必要があります。相談に対応するための関係機関との連携強化や、対応する職員の専門性の向上を図っていく必要があります。

### ①相談事業の充実

- 障がい者の多様なニーズに対応するため、福祉サービスを利用する入口となる市役所、福祉事業所、障がい者団体、障がい者相談員等の相談窓口の周知に努めます。
- 障がい者の地域生活に関わる様々な相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。
- 保育所等の子どもの集まる場所を巡回し、障がい児に関する保護者や保育士等からの相談を受ける体制の充実を図ります。【成果取組】
- 障がい児の発達や成長に合った教育を進めるため、教育上の諸問題についての助言・指導を適切に行う就学相談や教育相談の充実に努めます。
- 障がい者が健康で自立した在宅生活を送ることができるよう、健康に関する相談や指導の充実を図ります。

### ②関係機関との連携強化

- 保育所、学校、福祉事業所、障がい者団体等との情報交換を図るため、「荒尾市障がい者自立支援懇談会」や「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を活用した関係機関の連携に努めます。
- 有明圏域で実施する相談支援事業において、専門的な相談支援体制の充実に努めます。
- 「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」において、相談支援に従事する職員に対する研修会を実施し、職員の資質向上を図ります。

## 2 在宅生活における福祉サービスの充実

### 現状と課題

障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域において障がい特性に応じた福祉サービスを利用できることが重要です。

本市の福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、市内では福祉事業所の定員の拡充や新規参入があるなど、サービスの提供体制は充実しつつあります。

しかし一方、市内には障がい者が入所する福祉施設が少なく、近隣市町の福祉施設を利用する障がい者も多い状況です。そのため、緊急時の受入等の対応が困難なケースも生じており、適切なサービス提供ができるよう、福祉サービスの基盤整備を推進していく必要があります。

また、障がい者のニーズの多様化に伴い、新たな種類の支援方法も求められています。国は、障がい者が地域で生活することや仕事を続けることを支援する福祉サービスとして、平成30年度から新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」を創設することとしており、障がい者が地域で生活をする環境づくりが重視されるようになっていきます。

また、障がい者が地域で生活するためには、意思疎通や社会参加に関する支援も必要であり、本市においても、意思を伝えることや移動することを支援し社会参加を促進する福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

福祉サービスの種類は、障がいのニーズに応じて多様化している状況ですが、課題としては、福祉サービスの内容が分かりにくいことや、利用したい障がい者やその家族にあまり知られていないこと等が挙げられます。そのため、より多くの障がい者が福祉サービスを利用できるよう、福祉制度や福祉サービスの内容について広く周知するとともに分かりやすい説明に努めていく必要があります。

### ①在宅福祉サービスの充実

- 障がい者のニーズを把握し、在宅福祉の中心となる居宅支援等の訪問系サービスや短期入所、生活介護等の在宅福祉サービスの基盤整備を推進します。

### ②福祉サービスの周知

- 福祉サービスの適切な利用を促進するため、広報紙やホームページ、出前講座を活用し、福祉サービスの周知を図ります。
- 近隣市町の福祉事業所の事業内容を紹介する社会資源マップの活用を努めます。

### ③意思疎通支援の充実

- 市役所及び市民病院に手話通訳者を配置し、コミュニケーションの支援に努めます。
- 手話通訳者派遣事業により、コミュニケーション手段の確保に努めます。

#### 【成果取組】

- 声の広報等発行事業により、視覚障がい者への市政情報の提供に努めます。
- 補装具や日常生活用具の給付による意思疎通の支援に努めます。

### ④社会参加の促進

- 移動支援事業の充実や乗合バス福祉乗車証交付制度の周知を図り、外出支援による社会参加を促進します。【成果取組】
- 自動車運転免許取得・改造費助成制度による通勤・通学の支援に努めます。

#### 【成果取組】

- 地域活動支援センター事業の実施により、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
- 障がい者団体等が実施するイベントへの参加を広報紙等により周知します。

### ⑤多様な住まいの確保

- 自宅以外の地域生活の場となるグループホーム等の開設を希望する社会福祉法人やNPO法人等の団体に対し、国の助成制度等の情報提供に努めます。
- 在宅での生活が困難な障がい者の生活の場を確保するため、入所が可能な福祉施設との連携及び情報提供に努めます。

### ⑥利用者のニーズに合ったサービスの提供

- 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を活用した利用者のニーズに応えるための事業の充実を図ります。
- 「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を活用し、広域的な障がい者のニーズや困難事例等の把握に努めます。

### 3 地域生活への移行の支援

#### 現状と課題

国においては、障がい者の自立を支援する観点から、障がい者が住み慣れた地域で生活することができるよう、福祉施設から地域での生活への移行が推進されています。そのため、身近な地域におけるグループホーム等の住居の確保や、地域生活への移行を支援する「地域移行支援」を提供する体制の充実を図る必要があります。

福祉施設の入所者や精神科病院の入院患者にとって、生活の場を施設や病院から地域に移すことには様々な不安が生じるものです。地域での生活においては、自由に生活できる一方、生活に関する全てのことを自分自身で決めていく必要があります。また、地域で生活するという事は、地域住民との関わりも大切になります。そのため、住まいや日中における過ごし方、隣近所との付き合い方等の課題に対応するため、「地域定着支援」や「自立生活援助」等の相談対応や助言等の支援を行う福祉サービスの提供体制を整える必要があります。

本市では、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」において「地域移行支援プロジェクトチーム」を設置し、精神科病院や福祉事業所に従事する職員を対象とした研修会を実施するなど、地域移行を推進する取組を行っています。

また、国においても、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が進められており、本市においても関係機関と連携し、基盤整備を図っていく必要があります。



①地域生活支援拠点の整備

■有明圏域において障がいの重度化や高度化にも対応できるよう、相談・体験の機会・緊急時の受入対応・専門性・地域の体制づくりの機能を有する「地域生活支援拠点」を、各種機関、福祉事業所、障がい者団体等と連携することにより整備（面的整備）に努めます。【成果取組】

②地域に定着するための支援

■福祉・医療関係者と連携し、地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等の福祉サービスを充実させることで、障がい者の地域での生活を支援します。

【成果取組】

③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

■精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、有明圏域 2 市 4 町で共同して協議の場を設置し、課題の解決に取り組みます。【成果取組】

## 4 障がいのある子どもに対する支援

### 現状と課題

障がい児の支援については、障がい児本人の最善の利益を考慮して健やかな育成を進める必要があります。このため、障がい児及びその保護者に対し、早い段階から支援ができるような質の高い支援体制の構築を図る必要があります。

本市においては、平成 26 年度から巡回支援専門員整備事業を実施しています。これは、巡回支援専門員が保育所等を巡回し、障がい児の早期発見や療育・医療機関等のサービスにつなげる等の早期対応に努めるもので、保護者等の関係者に対して生活面での助言を行うなどにより一定の効果を生んでいます。また、有明圏域 2 市 4 町で実施する「有明地域療育センター事業」においては、各保育所等の保育士に対し、障がい児への支援方法を助言するなど、保育士のスキルアップにもつながっているところです。

障がい児やその保護者においては、就学や進級、進学や就職等、ライフステージの変化のたびに、周囲との新たな関わりによる不安や課題が生じる場合があります。そのため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが必要です。

本市においては、市内の保育所や福祉事業所等で構成する「荒尾市障がい者自立支援懇談会」子ども部会における就学学習会の実施や、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」子ども部会における支援のあり方や困難事例への対応方法の研究等に取り組んでおり、今後も充実させていく必要があります。

その他、重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする障がい児への対応も必要であり、質の高い専門的な支援を行う障がい児通所支援等の福祉サービスの充実を図ることが重要となっています。

### ①一貫した支援体制の構築

- 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ができるよう、巡回支援専門員等による障がい児の早期発見に努め、療育機関や医療機関につなげる早期対応に努めます。【成果取組】
- 有明圏域 2 市 4 町が共同で児童発達支援センターの設置に努め、困難事例の解決や保育士等への助言・指導を推進します。
- 「荒尾市障がい者自立支援懇談会」子ども部会の充実を図り、保育・教育関係者と連携して、情報共有・課題解決に取り組みます。
- 障がい児の発達や成長に合った教育を進めるため、教育上の諸問題についての指導・助言を適切に行う就学相談や教育相談の充実に努めます。
- 市内の教育、保育、保健、福祉関係者等で構成する「荒尾市特別支援連携協議会」の充実を図り、学校における障がい児に関する対応等の支援に努めます。

### ②障がい児福祉サービスの基盤整備の推進

- 有明圏域 2 市 4 町が共同で児童発達支援センターの設置に努めるとともに、保育所等訪問支援の充実など、障がい児福祉サービスの基盤整備を推進します。

### ③重症心身障がい児の支援体制の構築

- 在宅で生活する重症心身障がい児の支援ができるよう、重症心身障がい児に対応した児童発達支援や放課後等デイサービスの提供体制を確保し、在宅支援の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な障がい児が地域で包括的な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉等の連携強化を図り、有明圏域 2 市 4 町が共同で協議の場の設置に努めます。

## 第4節 保育・教育の充実

### 1 保育・療育体制の整備

#### 現状と課題

子どもの成長段階において、障がい児と障がいのない児童と一緒に保育されるなどの集団活動は、障がい児の心身の発達を促すとともに障がいのない児童の障がいに関する理解も促進され、大変重要となっています。

その中でも、発達の課題や障がいのある子どもにとって、その個性や障がいの特性に応じた専門的な療育を受けることは、社会に参加する能力を養成していくうえで効果があり、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期に障がいを発見し、障がいの特性を把握することが必要です。

本市では、乳幼児健康診査や保育所等の子どもが集まる場所への巡回支援専門員整備事業により、障がい児の早期発見や早期対応に努めています。相談件数も年々増加しており、障がい児の支援のほか、保護者や保育士等への助言による困り感や不安の解消を図っています。

専門的な関係機関として、治療を施す医療機関や療育を専門とする福祉事業所がありますが、それだけでは障がい児の生活全般を支えることはできません。保護者や保育士等への助言や相談対応の役割を周囲の関係者や行政機関が担うことが重要で、関係機関が連携して取り組むことにより効果的な支援が可能となります。

増加する障がい児に対応する医療機関や療育機関等の受入体制の充実のほか、医療、保健、福祉、教育、行政等における障がい児の状況に応じた連携強化、保護者に対する支援方法の助言や保育士等の資質向上、就学前から就学後までの切れ目のない支援など、障がい児の生活全般を支える支援体制の構築を推進する必要があります。

### ①早期発見・早期対応による支援の充実

- 乳幼児健康診査や巡回支援専門員整備事業による障がい児の早期発見に努め、保護者等に対する障がい児の支援方法等の助言に努めます。【成果取組】
- 保護者や保育士等からの相談に応じ、障がいの特性を把握した指導を行います。【成果取組】
- 専門機関による支援が必要な場合は、医療機関や療育機関へつなぐ等の早期対応に努めます。【成果取組】

### ②相談支援体制の充実

- 乳幼児健康診査や巡回支援専門員整備事業における、保護者や保育士等からの相談支援体制の充実を図ります。【成果取組】
- 就学前の障がい児を対象とした就学学習会や教育相談の実施により、就学先の相談対応など、保護者の不安や困り感の解消に努めます。

### ③関係機関との連携強化

- 医療機関や療育機関等の専門機関との連携のほか、障がい児の生活全般に関わる関係機関の情報共有・連携強化を図ります。
- 「有明圏域障がい者と共に生きる協議会」や「荒尾市障がい者自立支援懇談会」で設置する子ども部会において、困難事例等の対応の検討を行います。

### ④療育機関の整備の推進

- 有明圏域内に、児童発達支援センターや重症心身障がい児に対応できる児童発達支援事業所の整備を図ります。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業開始を希望する事業所に対して、本市における障がい児に関する情報提供や国県の補助事業の紹介をするなど、適切な助言に努めます。

### ⑤指導者の養成と指導内容の充実

- 巡回支援専門員整備事業や有明地域療育センター事業の実施により、保育士等への障がい児に対する支援方法の助言に努めます。【成果取組】
- 「有明圏域障がい者と共に生きる協議会」や「荒尾市障がい者自立支援懇談会」で設置する子ども部会において、保育士や事業所職員に対する研修会を開催し、職員の資質向上を図ります。
- 適切な指導や助言が行えるよう、研修会に参加するなどの本市における保健師や臨床心理士等の専門職員の資質向上を図ります。

## 2 学校教育の充実

### 現状と課題

学校教育においては、障がいのあるなしに関わらず可能なかぎり共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築や、乳幼児期から学校卒業までの成長段階に応じた一貫した支援が必要とされています。これは、個々の特性に応じた支援のために必要な環境を整備し、必要な配慮をすることで、その力を伸ばし社会参加の能力を育てるためのものであり、子どもたちが自分らしく生きていくために必要なものとなっています。

本市では、必要に応じて各小中学校に特別支援学級や通級指導教室を設け、発達の課題や障がいの程度に応じて教育を受けることができる体制づくりに努めています。障がいのあるなしに関わらず互いの個性を尊重し合うためには、環境を共にして感じ合うことが大切であり、より一層の相互理解ができるよう努めていく必要があります。

また、個々のニーズに応じた支援については、教育、福祉等の関係者における校内委員会や保護者面談等を通じて、学習面や生活・環境面での支援や配慮等を検討し、医療機関や療育機関へつなぐことも含めて、障がいのある児童生徒の特性に応じた支援の充実に努めています。

さらに、教育、保育、保健、福祉関係者等で構成する「荒尾市特別支援連携協議会」においては、各中学校区単位で地区コーディネーター会議を開催し、情報交換等を行い連携強化を図っています。

現在、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。そのため、障がいの特性や家庭環境を十分理解したうえで、障がいのある児童生徒に対する支援や保護者の不安解消に努める必要性が高まっており、関係機関との連携強化、専門的知識を持った教職員の配置、教職員の資質向上、教育内容・方法の改善や施設の整備等に取り組む必要があります。

### 施策の内容

#### ①適切な就学の推進

- 就学前児童に対する就学学習会の開催や教育相談を実施し、保護者に対する就学先等の十分な情報提供に努めます。
- 障がいの程度や学校生活等への適応の状況に応じて、通常学級や特別支援学級、特別支援学校等の学びの場を柔軟に変更できることについて、保護者等への周知を行います。

- 就学先については、本人及び保護者の意見を最大限に尊重し、教育的ニーズと必要な支援に関する合意のもとに決定します。
- 相談支援体制の充実を図り、「荒尾市特別支援連携協議会」における巡回相談員の活用及び地区コーディネーター会議を実施するなど、就学指導の充実に努めます。
- 一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズや状況に応じた教育を提供することができるよう、教育内容・方法の改善に努めます。
- 教育、保健、福祉等の関係機関の連携を強化し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない総合的な支援体制の確立に向けて取り組みます。
- 将来的な進学や就労について、特別支援学校や職業訓練校、障害者就労支援事業所等の選択肢を考慮しつつ、適切な進路指導に努めます。

## ②インクルーシブ教育の推進

- 障がいのある児童生徒が可能な限り障がいのない児童生徒と共に学べる環境づくりに努めます。
- 個別の教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、通級指導教室や特別支援学級の確保に努めます。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との相互理解を深めるための交流教育を推進するとともに、体験交流の場の確保に努めます。
- 特別支援学校や福祉施設等との学校外における体験交流の実施を図ります。

## ③学校施設の整備

- 障がいのある児童生徒の個々の状況に対応できるよう、学校施設の整備及び設備の設置・配備に努めます。
- 教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。

## ④教職員の資質向上の推進

- 障がいの種別、程度に応じた適切な指導を行うため、市内教職員に対する研修会を実施するとともに、校内研修の充実を図り、教職員の資質及び指導力の向上に努めます。
- 障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた指導ができるよう、専門的知識を持った教職員の配置、加配及び専門スタッフの配置に努めます。
- 就学後の児童生徒を中心に助言等を行う臨床心理士の配置に努めます。

### 【成果取組】

### 3 生涯学習及び文化・スポーツ活動の振興

#### 現状と課題

生涯学習とは、学校教育のほか、社会教育、文化・スポーツ活動、レクリエーション活動、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられますが、地域で自分らしく生きるために有効なものとしてされています。

そのため、障がいのあるなしに関わらず、生涯学習の機会が確保され、誰もが自由に学習の機会を選び学ぶことができる環境整備や、障がい者自身の学習活動や交流活動に参加する意識・意欲の高揚も大切です。

特に、スポーツや文化活動は、心身のリフレッシュや人間関係の構築にもつながるため、多くの人々が参加しやすく楽しむことができる活動分野と考えられますが、障がい者の参加が多いとは言えない状況です。

本市においても、市民全般が参加する荒尾市健康福祉まつりや、障がい者の参加を目的とする文化・スポーツ活動が、障がい者団体や行政を中心として行われていますが、活動の内容や施設の問題、指導する人材の確保、情報提供、参加したいという意識の醸成などの課題があります。

そのため、障がい者団体やボランティア団体等の障がいに関係する団体等と協力し、これまでの活動の継続・発展、新しい活動への取組を進めていく必要があります。



### ①社会教育の機会の拡充

- 各種講座教室等への障がい者の参加が促進されるよう、聴覚障がい者への対応等の受入体制の整備を行い、学習ニーズに配慮した適切な学習機会の確保・情報提供に努めます。
- 学習の成果を発表する作品展等に対する支援や発表の場の確保に努めます。
- 障がい者団体等が実施する新規の文化事業等に対し、補助金制度の活用を促進します。
- 市が実施する講演会等に手話通訳者を配置し、障がい者団体等と連携して聴覚障がい者の講演会への参加等の機会の確保に努めます。【成果取組】
- 市立図書館における録音図書、点字図書の充実に努めます。

### ②公共施設等における活動の推進

- 文化センターや運動公園施設、中央公民館等の公共施設について、障がい者が利用しやすい施設となるような施設・設備の改善に努めます。
- ふれあい福祉センターや中央公民館等で行われる障がい者団体の活動について、活動の場の提供に努めます。
- 障がい者に創作的活動や生産活動の場を提供する地域活動支援センターの拡充を検討します。

### ③スポーツ・レクリエーションの推進

- 障がい者団体等の各種団体や地域で実施されるスポーツ・レクリエーション事業を支援するとともに、情報発信等のPR強化を推進します。
- 荒尾市体育協会や荒尾市健康づくり推進員協議会、障がい者団体、ボランティア団体等の関係団体との連携のもと、障がいのあるなしに関わらず共にふれあい交流できるようなイベント内容の充実に努めます。
- 熊本県で実施されるスポーツ大会の周知・引率等の支援に努めます。
- ボランティア団体等と協力し、指導者や活動を支えるボランティアの確保に努めます。

### ④文化・スポーツ活動を通じた国際交流

- 国県が実施する国際的な障がい者のスポーツ大会や各種イベント等への参加を通じて、障がい者や障がい者団体間の国際交流及び相互理解を深めます。

## 第5節 保健・医療の充実

### 1 予防及び早期発見の促進

#### 現状と課題

疾病の予防と早期発見は、疾病を起因とする障がいの発生を防止する取組として重要です。

本市では、疾病の予防や早期発見のため、健康・栄養相談の実施や運動教室、体力アップ体操教室の開催、データヘルス計画に基づいた事業の実施など、運動や食生活の改善に向けた取組を実施しています。また、妊婦健康診査から特定健康診査やがん検診等のライフステージに応じた健康診査や保健指導を実施しています。

生活習慣病である高血圧や脂質異常症から心疾患や腎疾患等の合併症を発症する場合、心臓や腎臓に障がいが生じることがあります。障がいの発生を予防するため、健康診査の受診率の向上や糖尿病性腎症重症化予防事業の実施のほか、保健指導による生活習慣病の発症や重症化の予防に対する取組を推進していくことが必要です。

また、発達の課題や障がいのある子どもにとって、できるだけ早い時期に障がいを把握し、適切な支援を受けることが大切です。

本市では、発達の課題や障がいの早期発見のために、乳幼児健康診査や専門職員による発達やことばの相談等を実施しています。また、臨床心理士による心理相談や保育所等への訪問指導を実施し、保護者等の支援を行うことにより、早期に対応できるよう努めています。

今後も、疾病の予防や乳幼児期の発達障がいの早期発見等に対応するため、各種健康診査の受診率の向上、その後の適切な保健指導や関係機関との連携に努め、相談・指導体制を充実させていくことが重要です。

### ①生活習慣病の予防及び早期発見

- 生活習慣病を予防するため、症状や原因となる生活習慣に関する情報を周知し、健康づくりの推進に努めます。
- 健康づくりを推進するため、運動教室やスポーツイベントを開催し、健康に対する意識の向上を図ります。
- 成人期から高齢期における特定健康診査やがん検診等の健康診査やその後の保健指導を通じて、生活習慣病や合併症等の重症化の予防に努めます。
- 生活習慣病の発症リスクの軽減のため、生活習慣を見直すサポートを行う特定保健指導の実施率の向上に努めます。

### ②母子保健の推進

- 妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査、保健指導の適切な実施により、早産及び疾病等の予防や健康管理に努めます。
- ハイリスク妊産婦（母子に高いリスクが予測される者）を対象に、関係機関と連携して訪問等による支援に努めます。
- 乳幼児健康診査の未受診者に対し、受診勧奨を実施し状況把握に努めます。
- 乳幼児健康診査後の要支援者を対象とした施設訪問等を行い、必要に応じて関係機関につなぎ、就学まで一貫した支援ができるように努めます。
- 臨床心理士による心理相談等の実施により、障がいの早期発見及び適切な支援に努めます。【成果取組】

### ③関係機関との連携強化

- 障がいの早期発見・早期対応のため、医療機関や有明保健所、有明地域療育センター等との連携に努めます。
- 保健師や看護師を対象とした研修会に参加し、専門性の向上に努めます。
- 関係機関との連携を図り、専門性の高い相談・指導に努めます。

## 2 医療サービスの充実

### 現状と課題

身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受診・利用できることは、障がい者や難病患者が健康を維持し安心した生活を送るうえで重要です。

アンケート調査では、生活上の困りごととして「障がいや健康上の心配・悩み」が、障がい者施策として充実すべきこととして「通院・治療のための医療費の助成」が多くなっており、障がい者が健康や医療機関を受診することに対して不安を感じている状況となっています。

そのため、障がい者や難病患者に対して、治療や社会復帰に必要な医療やリハビリテーションが提供できるよう関係機関との連携を図ることが必要であり、在宅での生活を支援するために、医療、介護、福祉等の多職種連携のネットワークである「在宅ネットあらお」の活用も重要です。また、経済的な負担を軽減し安心して医療機関を受診できるよう、障がい者や難病患者に対する医療費の軽減制度の周知を図ることも必要です。

①医療機関等との連携

- 障がい者や難病患者に対し、治療や社会復帰に必要な医療やリハビリテーションを提供する医療機関等を紹介するなど、関係機関との連携に努めます。
- 乳幼児期からの慢性的な病気や障がいがあることで、発達に課題がある子どもやその保護者に対し、訪問や相談、保健所や療育機関等との連携により発達段階に応じた継続的な支援を行います。【成果取組】
- 小児救急電話相談の周知及び小児救急医療体制の充実を図るとともに、これらの機会の活用により疾病等の早期発見に努めます。
- 「在宅ネットあらお」を活用し、障がい者の在宅での生活の支援に努めます。
- 障がい者が医療機関等を受診する際に、障がい特性に応じた配慮に努めてもらうよう、医療機関等への周知に努めます。

②医療費の負担軽減

- 重度心身障がい者医療費助成や自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）について、障がい者が安心して医療機関を受診できるよう制度の周知に努めます。
- 指定難病医療費助成や小児慢性特定疾病医療費助成について、難病患者が安心して医療機関を受診できるよう制度の周知に努めます。

### 3 精神保健福祉・医療対策の推進

#### 現状と課題

精神疾患は誰もが発症する恐れのある病気であり、近年、仕事や人間関係のストレスによる、うつ病やアルコール依存症、社会的ひきこもりや自殺等、こころの健康に関する問題を抱えている人が増加しています。

このような精神疾患を持つ人が、地域の一員として安心して自分らしい生活をするためには、身近に医療や福祉サービスが提供できる体制が整っており、生活の基盤となる住まいや就労の場が確保されていることが必要です。

現在、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」において、精神科病院や福祉事業所、行政機関で構成する「地域移行支援プロジェクトチーム」を設立し、「地域移行支援部会」の立ち上げを目指し、医療機関に従事する職員に向けての事例検討等の研修会の開催等の取組を進めています。

国においては、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が推進されており、今後、本市においても、病院等を退院した精神障がい者が地域で生活することを可能にする取組を進めていくことが必要です。

本市では、市役所内に専門職員を配置し、精神保健福祉全般の相談に対応していますが、うつ病やアルコール依存症等のこころの健康に関する問題は、家族関係や経済的な課題など、問題が複雑化することもあり、本人だけでなくその家族への支援も重要となります。

そのため、こころの健康に関する問題を解消するために、医療機関や有明保健所、熊本県精神保健福祉センターや福祉事業所、障がい者団体等と連携し、本人や家族に対する多面的な支援をしていくことが必要です。

## 施策の内容

### ①精神疾患への対応

- 精神疾患に関する相談について、医療機関の紹介や医療費が軽減できる自立支援医療制度（精神通院）の案内等を行い、適切な治療を受けることができるよう支援します。
- 有明保健所や福祉事業所と連携し、精神障がい者やその家族に対する適切な指導、助言等の対応に努めます。
- 精神疾患に関する情報について、広報紙等を通じた周知、病気に対する正しい理解の促進に努めます。
- 障がい者団体と連携し、精神障がいに対する理解の促進を図ります。

### ②地域移行支援の推進

- 「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」地域移行支援プロジェクトチームを活用し、入院中の退院可能な精神障がい者に対する医療、保健、福祉サービスの充実や、住まいの確保、就労支援、相談支援等の総合的な支援を進めるとともに、精神科病院に従事する職員に対する研修会を実施します。【成果取組】
- 福祉・医療関係者と連携し、地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等の福祉サービスの充実を図ります。【成果取組】

### ③地域包括ケアシステムの構築

- 「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を活用し、地域で安心して暮らすことのできる「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議の場の設置に努めます。【成果取組】

### ④自殺対策の推進

- 自殺対策基本法と国の新たな自殺対策大綱を踏まえ、「自殺対策計画」の策定に努めます。
- 自殺や自殺遺族に関する相談、講座、研修を実施する有明保健所や医療機関等と連携し、自殺予防のための普及啓発に努めます。

### ⑤アルコール等関連問題への対応

- 医療機関や有明保健所、熊本県精神保健福祉センターと連携し、アルコール依存症者の病状の回復と社会復帰の支援に努めます。
- 家族や職場からの相談にも対応できるよう、アルコール依存症者家族ミーティングや断酒会等を周知し参加を促進します。

### ⑥ひきこもり状態にある人への支援

- 市役所内に設置する生活相談支援センターや熊本県ひきこもり地域支援センターと連携し、ひきこもり状態にある人の早期発見や課題解決に向けた支援に努めます。

## 第6節 雇用・就業、経済的自立の支援

### 1 雇用・就業の促進

#### 現状と課題

障がい者が個々の個性と能力に応じて一般就労することは、その能力を発揮して社会経済活動に参加することや、障がい者自身が生きる喜びを感じることもつながり、社会の発展にとっても大変重要なことです。

国においては、障がい者の雇用について、差別取扱いの禁止及び職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めており、雇用率の算定に精神障がい者を加える法律の改正を行うなど、障がい者の雇用施策の充実を図っています。

本市においても、障がい者の一般就労に対する意識は年々高くなっており、雇用機会の拡大や働きやすい環境づくりの面で改善していく必要があります。

また、アンケート調査では、一般就労に必要な環境として、「周囲が自分を理解してくれること」、「障がいに合った仕事であること」、「勤務する時間や日数を調整できること」、「職場に良い指導者・先輩がいること」等の回答が多く、障がい者の一般就労に対する不安が現れた調査結果となっています。

そのため、「就労移行支援」等の福祉サービスにより、公共職業安定所や障害者就労支援事業所と連携し、障がい者の希望に沿った企業等への就職に向けた支援により、障がい者の不安解消を図るとともに、平成30年度から新たに始まる「就労定着支援」により、一般就労後の障がい者の勤務状況の把握や企業等との連絡調整など、障がい者に合った適切な助言、指導による職場定着を図る必要があります。

雇用の促進を図るためには、障がいの特性に合った就労の場の確保をはじめ、障がい者の雇用に対する企業等や周囲の理解が不可欠のため、「障害者雇用促進法」の周知を図ることが重要です。

#### 施策の内容

##### ①雇用機会の拡大

- 障がい者の雇用率の向上のため、公共職業安定所及び障害者就労支援事業所等と連携し、障がい者向け職業能力開発訓練情報の周知に努めます。
- 企業等に対して「荒尾市障害者雇用奨励金支給事業」等の助成制度の周知を行い、幅広い分野での雇用創出に努めます。**【成果取組】**
- 企業等に対して、障がい者雇用に関する法定雇用率の周知に努めます。
- 本市においては、法定雇用率以上の雇用に努めます。



## ②雇用に関する環境づくり

- 企業等による障がい者雇用に対する理解が深まるよう、広報紙やホームページ等を活用した「障害者雇用促進法」における差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等の周知や市内企業等の訪問による啓発活動に努めます。【成果取組】
- 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、企業等に対して、雇用の前後を通じて障がい者と企業等の双方を支援するジョブコーチやトライアル雇用等の周知・普及を図ります。

## ③一般就労に関する支援と相談体制の充実

- 障害者職業訓練校や「就労移行支援」等を行う障害者就労支援事業所を紹介することにより、一般就労に必要な知識・能力の向上を図ります。【成果取組】
- 一般就労へ移行する障がい者が増加するよう、就労移行支援のサービス利用者の増加及び就労移行支援事業所における就労移行率の増加を推進します。
- 特別支援学校をはじめとする、福祉、医療等の各分野の関係機関や団体等と連携し、一般就労や福祉、医療に関する相談対応などの一貫した就労支援に努めます。
- 障がい者の就労に関する相談に対して適切な助言・指導や情報提供が行えるよう、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、就労する職種等に関する相談体制の充実を図ります。【成果取組】
- 障がい者の希望や障がい特性に合った企業等への就職に向けた支援など、公共職業安定所や障害者就労支援事業所等が行う適切な指導・助言等を推進します。  
【成果取組】
- 「就労定着支援」の利用による、一般就労後の障がい者の勤務・生活状況把握や企業等との連絡調整に努め、障がい者の生活面の改善や企業等との連絡調整など、職場定着率の向上を図ります。【成果取組】
- 就労移行支援等の利用者が一般就労への移行が進むよう、障害者就労支援事業所との連携を図ります。
- 乗合バス福祉特別乗車証交付制度の周知や、自動車運転免許取得・改造助成事業を推進し、通勤等の移動支援に努めます。

## 現状と課題

障がい者が福祉サービスを利用して働くことができる福祉的就労の場（障害者就労支援事業所）として、福祉事業所と雇用契約を結び利用する「就労継続支援A型」事業所や、雇用契約を結ばずに本人のペースを主体として利用する「就労継続支援B型」事業所、将来的に一般就労を目標として訓練をする「就労移行支援」事業所があります。

障がいの特性により、それぞれの福祉的就労に関する希望も多く、一般就労が困難であっても、働き甲斐を実感しながら自身の能力を十分に発揮できる就労の場は必要となっています。

本市では、就労継続支援A型事業所の増加に伴い、サービス利用者も増えています。これは、障がい者の就労や経済的自立に対する意識が高まっているものと考えられ、利用者のサービス利用状況を把握し、適切な支援をすることで、継続的な就労を図っていく必要があります。

また、就労移行支援事業所も増えており、一般就労を目指す障がい者も徐々に増加しています。障がい者が一般就労するためには、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等が連携して支援していくことも必要で、総合的に支援が進められている状況です。

福祉的就労を実施する事業所に対する支援としては、平成25年に施行された「障害者優先調達推進法」により、障害者就労支援事業所等からの物品を優先的に調達することで、福祉的就労の底上げを図っています。本市においても、年々、障害者就労支援事業所等からの物品調達による支援が増加している状況であり、今後も優先的な調達をしていく必要があります。

障がい者の福祉的就労については、賃金面等においても厳しい状況にあります。障がい者が自立した生活を送るためには、経済的な安定が求められています。また、障がい者全般に関する生活に関する支援として、各種の免除制度等の経済的支援や生活の場の確保、福祉サービスの提供等の支援が必要です。

### ①福祉的就労の場の充実

- 障害者就労支援事業所や相談支援事業所、公共職業安定所等との連携を図り、障がい者の状況や希望に応じた就労の場の確保に努めます。
- 障がい者の障害者就労支援事業所における状況を把握し、適切な助言が行うことができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 障害者優先調達法による障害者就労支援事業所からの物品調達により、福祉的就労の底上げを図ります。

### ②生活安定のための支援の充実

- 住民税、所得税等の減免制度や有料道路交通料金、NHK放送受信料、公共施設利用料等の各種料金の割引制度の周知及び手続等に関する支援に努め、経済的な安定を図ります。
- 更生医療や精神通院医療等の自立支援医療や重度心身障がい者医療費助成等の医療費助成制度の周知を図り、医療機関の受診に対する不安解消に努めます。
- 特別障害者手当や特別児童扶養手当等の障害者手当制度、障害年金等の公的年金制度の周知を図り、生活の安定を推進します。
- 乗合バス福祉特別乗車証交付制度の周知や、自動車運転免許取得・改造費助成制度の事業を推進し、通勤等の移動支援に努めます。
- 相談支援事業所と連携し、グループホーム等の障がい者が生活する場の提供に努めます。
- 障害者差別解消法の周知により、民間賃貸住宅等への入居に関する貸主等の理解促進に努めます。
- 経済的自立及び生活意欲を促進するために、荒尾市社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度等の周知に努めます。

## 第7節 生活環境の整備

### 1 建築物の整備の充実

#### 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がい者の住まいや外出先での建築物の整備が必要とされます。

そのため、国や県においては、建築物等のバリアフリーについて定めた「バリアフリー法」や「熊本県やさしいまちづくり条例」により、誰もが利用しやすい建築物とするためのバリアフリー化が進められています。

アンケート調査によると、外出時に不便・困難に感じることとして、「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変」や「障がい者に配慮した設備が不十分」等の回答が多く、外出先での建築物の段差等が原因で思うように外出ができない様子もうかがえます。

このため、障がい者が安心して外出でき、その先にある社会参加が促進されるよう、誰もが利用しやすいように配慮されるユニバーサルデザインに対応した市庁舎や公園等の公共施設の整備、民間施設等の整備促進を進めていくことが重要です。

### ①公共施設の整備の充実

- 公共施設について、バリアフリー法や熊本県やさしいまちづくり条例等に基づいた建築物の整備に努めます。
- 市庁舎や文化センター等の公共施設について、アプローチや通路の段差解消、多目的トイレやオストメイト対応トイレの設置、障がい者等用駐車場の確保、案内表示の設置等に努め、障がい者等に配慮した建築物の整備や改善に努めます。
- 学校教育施設について、バリアフリーを考慮した学校施設の整備に努めます。

### ②民間施設の整備・改善の推進

- 銀行や店舗、病院等の大型の民間施設について、バリアフリー法や熊本県やさしいまちづくり条例に基づいた建築物のバリアフリー化を推進します。
- 店舗や飲食店、美容室等の人が多く出入りする民間施設について、自動ドアやスロープ、手すり等の設置等のバリアフリー化への改修に対する支援や補助を行い、バリアフリー化を推進します。
- 民間施設における多目的トイレやオストメイト対応トイレの設置、障がい者等用駐車場の確保等を推進し、外出等の社会参加を促進します。

### ③住宅改修の支援及び推進

- 障がい者の住宅における移動等の円滑化を図るため、日常生活用具給付事業における住宅改修により、障がい者の在宅生活を支援します。
- 熊本県社会福祉協議会が実施する、住宅のバリアフリー改修費用の貸付制度である生活福祉資金貸付制度等の周知を図ります。

### ④市営住宅の整備

- 既存の市営住宅の改修・更新等を行う際に、障がい者に配慮したバリアフリー化の推進に努めます。
- 市営住宅に障がい者住宅や単身障がい者向け住宅を確保し、自立した生活を支援します。

### ⑤公園施設等のバリアフリー化の推進

- 公園の整備について、園路やトイレの段差解消、障がい者等用駐車場の確保等のバリアフリー化に努めます。

## 現状と課題

障がい者の社会参加を進めていくためには、道路整備や交通機関の確保、交通安全対策等の移動における生活環境の整備が大切です。

本市では、道路整備において、障がい者に配慮した歩道や点字ブロックの敷設、段差の解消に努めており、交通安全対策については、警察署等と連携して交通安全推進隊による街頭指導や交通安全教育の充実を図っています。

また、移動に対する支援としては、障がい者や高齢者に対して乗合バス福祉特別乗車証を交付するなど、市内におけるバスや乗合タクシー等の公共交通機関における交通料金の負担軽減・利便性の向上に努め、障がい者の社会参加を図っています。

このように、障がい者の移動を推進するためには、地方公共団体による道路整備だけではなく、警察署や地域と協力して取り組む交通安全対策や、公共交通機関の円滑な利用のための交通事業者との連携など、障がい者が安全に移動できる環境を整えていくことが必要です。

①道路整備の推進

- 関係行政機関と連携を図り、歩道設置や幅員確保、段差解消を進めることで、安心安全な歩行空間の確保に努めます。

②交通安全対策、移動対策の推進

- 視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の設置に努め、安全な交通環境の整備を推進します。**【成果取組】**
- 交通安全教室を開催し、移動時等の交通安全対策を推進します。**【成果取組】**
- 障がい者に対して、乗合バス福祉特別乗車証交付制度等の交通料金の割引制度の周知を図り、公共交通の利用を促進します。**【成果取組】**
- 同行援護や移動支援の利用を促進し、外出の支援に努めます。**【成果取組】**
- 警察署等と連携し、道路や駅、バス停留所付近の違法駐車・駐輪の排除に努め、障がい者が利用しやすい交通環境の整備を図ります。
- 熊本県ハートフルパス制度による障がい者等用駐車場の適切な利用の周知を図り、店舗等における障がい者の駐車スペースの確保を推進します。

## 第8節 防災・防犯対策の推進

### 1 防災・防犯対策の推進

#### 現状と課題

市民が安心して社会生活を送るためには、地域全体で防災・防犯対策に取り組むことが必要です。特に、障がい者や高齢者等は災害時における直接の被害の他に、災害後の生活環境の変化から体調を崩す場合も少なくありません。また、悪質業者からの消費者被害を受ける可能性も高く、災害避難時の支援や消費者トラブルに対する相談対応等は重要になっています。

本市は地すべりや水害等が少ない状況にあります。平成 23 年の東日本大震災をはじめとして、平成 28 年の熊本地震、平成 29 年の九州北部豪雨などの大規模自然災害の発生により、災害時の迅速な対応が求められています。

アンケート調査では、災害時の一人での避難について、身体・精神障がい者では、「一人で避難の必要性を判断し避難できる」が最も多くなっていますが、知的障がい者においては、「一人では避難の必要性を判断できず避難もできない」が最も多くなっており、避難時の行動に不安を感じているのが現状です。

また、災害時に助けを頼める相手としては、身体・知的・精神障がい者の全てにおいて、「同居の家族」が過半数を占め、災害時の避難にあっては、身近な家族の助けが必要という結果になっています。

防災対策として被害を最小限に抑えるためには、早急な情報取得と避難の要否の判断、避難時の冷静な対応等が必要です。特に、障がい者が避難する場合には、同居家族の支援ほか、隣近所で組織する自主防災組織の協力による早期対応、避難行動要支援者名簿の作成、避難所における意思疎通支援員等の受入体制、福祉避難所の確保等が重要です。

本市においても、台風等における避難所開設だけでなく、大地震等の大規模災害に遭った場合の体制を確保するため、今後は、迅速な情報提供や福祉避難所の確保等の避難行動要支援者に関する避難支援計画の充実や、自主防災組織の活動支援、防災訓練の実施、災害発生後の福祉・医療機関等とのネットワーク形成に取り組む必要があります。

また、近年、高齢者や障がい者等を狙った悪質な犯罪が発生しています。電話やインターネットを使った振り込め詐欺等の消費者犯罪や平成 28 年に相模原市で起きた障害者施設殺傷事件など、これまで以上に障がい者や高齢者等の財産や生命を守る対策が必要となっています。そのため、警察署等の関係機関と連携した消費者トラブル等に対する相談対応・防犯対策や、障がい者団体や障害者施設等と連携した障がい者を犯罪から守る安全対策、メール 110 番等の緊急時の対応など、安全・安心な暮らしを守るための対策が重要です。



## ① 防災・防犯知識の周知・啓発

### 【防災に関するもの】

- 防災に関する講習会の開催や防災訓練の実施、パンフレット等の配布により、障がい者自身の防災意識を高めるとともに、地域住民に対して障がい者の避難対応等に関する理解促進に努めます。
- 消防署等の関係機関と連携し、防災訓練の実施による防災対策の普及・啓発に努めます。

### 【防犯に関するもの】

- チラシの配布等による消費者犯罪に対する被害防止の啓発及び消費生活センターの窓口周知を図るとともに、出前講座による消費者トラブルの事例や契約の基本的知識等の周知に努めます。
- 近隣市町との協定のもと、消費者トラブルにおける広域的な相談窓口の体制確保、利便性の向上に努めます。
- 愛情ねっとやゆっぴー安心メールの周知を図り、不審者情報等を地域住民に発信します。

## ② 防災・防犯対策の充実

### 【防災に関するもの】

- 障がい者等への対応も考慮した防災計画の見直しを検討し、消防署等の関係機関や団体と連携して防災対策の実施に努めます。
- 「荒尾市災害時要援護者避難支援計画」をより一層充実することで、避難行動要支援者の支援体制の強化に努めます。【成果取組】
- ホームページやFMたんと、広報車等による避難所開設情報の発信など、災害前後における情報伝達の多様化に努めます。
- 災害発生後における福祉・医療サービスの提供など、関係機関との連携・支援体制の構築に努めます。
- 災害時の緊急通報手段として、聴覚障がい者等を対象としたメール 119 番の登録、普及に努めます。【成果取組】
- 関係機関と連携し、福祉避難所の確保に向けて取り組みます。【成果取組】

### 【防犯に関するもの】

- 緊急通報システムやファックス 110 番、携帯電話等からのメール 110 番の周知を図り、緊急時における体制の強化を図ります。
- 青色回転灯装備車や地域ボランティアによる見回りを推進します。
- 防犯灯の LED 化を促進し、夜間歩行の安全性の確保、防犯対策の向上に努めます。
- 障がい者が受ける振り込め詐欺等の消費者被害を防ぐため、警察署等の関係機関と連携し、消費生活センターの活動を強化します。
- 関係機関と連携し、障害者施設等の防犯対策を推進します。

【 → P. 86 】

### ③自主防災組織づくりの推進

- 自主防災組織の未設置校区に対して、自主防災組織の設立促進に努めます。
- 聴覚・視覚障がい者の避難対策について、民生委員児童委員や自主防災組織等の身近な支援者による避難誘導や、ファックス・音声等を利用した情報提供等の対処法を検討し、円滑に避難できる体制確保に努めます。**【成果取組】**
- 警察署・消防署等、関係団体との連携を図り、防災・防犯のためのネットワークの構築を図ります。
- 避難行動要支援者の名簿や居住する地図を整備し、自主防災組織等の関係機関との情報共有を図ります。**【成果取組】**

## 資料編

# 1 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく荒尾市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく荒尾市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び変更並びに計画に定める事項の調査、分析及び評価（以下「策定等」という。）に必要な調査審議を行うため、荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に必要な事項について調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

## 2 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会名簿

No.	団体・機関	役職名等	氏名	備考
1	荒尾市社会福祉協議会	事務局長	鶴 弘幸	委員長
2	九州看護福祉大学	社会福祉学科 教授	豊田 保	副委員長
3	荒尾市医師会	理事	鴻江 和洋	
4	熊本県有明保健所	総務福祉課長	縦木 英賢	
5	荒尾警察署	生活安全課長	石川 史樹	
6	荒尾消防署	署長	畑中 二郎	
7	荒尾市校長会	緑ヶ丘小学校長	橋本 直	
8	熊本県立荒尾支援学校	校長	宮田 寿光	
9	玉名公共職業安定所	統括職業指導官	脇田 由美子	
10	荒尾市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	前川 茉己子	
11	荒尾市保育協議会	カンガルー保育園長	高木 美奈	
12	荒尾市身体障害者福祉協会連合会	会長	斎 浩史	
13	荒尾市手をつなぐ育成会	事務局長	中嶋 真也	
14	荒尾・長洲地域精神障がい者家族会	会長	田嶋 眞誠	
15	発達支援の会スマイルハート	代表	藤本 珠美	
16	荒尾市ボランティア連絡協議会	会長	松下 さえ子	
17	有働病院	相談課長	久富 沙知	
18	荒尾市社会福祉事業団	常務理事	川口 雅明	
19	わがんせ	施設長	宮崎 京子	
20	ワンピース	管理者	本村 達弥	
21	たまきな荘	サービス管理責任者	宇都宮 康幸	
22	荒尾市福祉事務所	所長	塚本 雅之	

<2017（平成29）年8月21日現在>

## 3 用語解説

### あ行

#### 荒尾市虐待防止地域協議会

本市及び関係機関で構成する、障がい者、高齢者、児童、女性等への虐待防止の取組を推進するための協議会。

#### 荒尾市災害時要援護者避難支援計画

障がい者や高齢者等の災害時における支援体制について定めた計画。

#### 荒尾市障がい者自立支援懇談会

市内の障がい福祉サービス事業所や障がい者団体等で構成する、障がい者の自立支援に関する取組を行う組織。組織内に、子ども部会・くらし部会・就労部会を置き、活動している。

#### 荒尾市特別支援連携協議会

市内の教育、保育、保健、福祉関係者等で構成する、障がい児等への教育的な支援に関する取組を推進するための協議会。

#### 荒尾市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成 28 年 4 月に定めた本市の障害者差別解消法に関する対応要領。職員が事務や事業を行う際に、障害者差別解消法に定める「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に準拠し対応するよう定めている。

#### 有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会

有明圏域（本市・玉名市・玉東町・長洲町・和水町・南関町）の学識、福祉、教育、雇用、保健、医療、行政等で構成する協議会。障がいに関する関係機関のネットワーク構築や、障がい者の権利擁護、差別解消に関して協議をする。

#### インクルーシブ教育

障がいのあるなしに関わらず可能な限り共に学ぶことができる教育のこと。

#### うつ病

精神的な病気の一つ。症状は、気分が落ち込む、活動に対する意欲が低下する、思考が低下する、自分を責める、眠れない等がある。

## か行

### 権利擁護

障がい者等の権利が侵害されないように保護すること。自己の権利や支援の必要性を意思表示できない障がい者に代わって、成年後見人等の支援者が本人の権利や必要とされる支援の獲得を行う。

### 合理的配慮

障害者権利条約で定義されている概念。障がい者から、社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で配慮し対応するもの。

## さ行

### 社会モデル

障がい、機能障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁（バリア）と相対することによって生じるとする考え方。障害者権利条約に採用されている。

### 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいを重複して持つ障がい児。

### 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がい者に対する虐待の禁止や虐待の予防・防止等に関する国等の責務を定め、障がい者の権利擁護を目的として定められた法律。

### 障害者基本法

全ての国民が、障がいのあるなしに関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、定められた法律。国及び地方公共団体等は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のため、医療、介護、年金、教育、就労等について、必要な措置を講じなければならないと定められている。

### 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障がい者の権利及び尊厳を保護し促進するための包括的かつ総合的な国際条約。

教育、労働、社会保障等のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止することや障がい者の権利を保障することが定められている。



### **障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）**

企業等の事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用する義務や、雇用における障がい者への差別の禁止・合理的配慮の提供に関する事項を定め、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として定められた法律。

### **障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指して、障がい者に対する差別の解消のための「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定められた法律。

### **障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）**

障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の障がい者に対する支援を総合的に行うことを定められた法律。平成 17 年（2005）年、障害者自立支援法として定められ、平成 24 年（2012）に改正・改題されたもの。

### **障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）**

国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達の推進等に対し、必要な事項を定め、障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進を図ることを目的として定められた法律。

### **ジョブコーチ（職場適応援助者）**

障がい者が職場に適応することを容易にするため、障がい者の働く職場で共に働きながら必要な支援を行ったり、事業主や職場の同僚に対して、障がい者の職場適応に関して必要な助言を行う者。

### **成年後見制度**

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない人の財産や権利を守るために、財産管理や日常生活上の支援を行う制度。

## **た行**

### **地域包括ケアシステム**

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいや医療、介護、生活支援等を一体的に提供する仕組みや体制のこと。

## データヘルス計画

健康保険の保険者組合に対して策定を求められているもので、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持の増進のための事業計画。

## トライアル雇用

短期間の試行期間を設けた雇用で、雇用期間に企業等は職場における適性を見極めることができる。また、障がい者も、仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障がい者の雇用を促進することができる雇用形態。

## な行

### 難病

原因が不明で治療方法が確立していない疾病。後遺症を残す恐れが多い。パーキンソン病、重症筋無力症等がある。

## は行

### 発達障がい

脳機能の発達状態が関係する障がいである。代表的なものとして、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等がある。

### バリアフリー

「障がい者等が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去（フリー）する」という意味で、建物や道路等の段差の解消等の物理的な障壁の除去をいう。また、より広い意味で「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」としても用いられる。

### ピアサポート

同じような悩みや状況を持つ人、障がい者同士が、対等な立場で互いに支え合うこと。自分の体験や行動、考えを互いに語り合うミーティング等の活動がある。

### 法定雇用率

一般民間企業や国・地方公共団体等が雇用する労働者の中で障がい者が占める割合（雇用率）について、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて定められた雇用率。

## ま行

### 民生委員児童委員

地域住民の生活状態等の把握のほか、同じ地域に住む人の相談を受けたり、高齢者や障がい者の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどの活動をするなど、地域の福祉を高めるための様々な活動を行い、行政機関等とのパイプ役として活動する人。民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱されている。

## や行

### ユニバーサルデザイン

障がいのあるなし、年齢、性別等に関わらず、できるだけ多くの人に分かりやすく、利用可能であるようなデザイン。

## ら行

### 療育

障がい児の治療と教育・保育を意味し、障がいの軽減や進行の予防、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うこと。

